

芸術文化振興基金

令和 9 年度助成対象活動募集案内

舞台芸術・美術等の創造普及活動



- ☐ 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）
- ☐ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動
- ☐ 美術・メディア芸術等の創造普及活動
- ☐ 超域的芸術創造活動

《助成金交付要望書の提出期間》

令和 8 年 10 月 30 日(金)10:00 ～ 11 月 12 日(木)17:00

※ 助成金交付要望書受付フォーム（電子申請）にて受け付けます。

令和 8 年 10 月

独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

令和 9 年度における主な変更事項	3
芸術文化振興基金の趣旨・目的	4
事務手続の流れ ～募集から助成金の支払まで～	5
助成制度の仕組み ～助成の対象となる活動、助成金の額等～	7
助成の対象となる活動／応募できる活動数／助成制度の特徴／助成金の額／助成対象経費	
芸術文化振興基金と舞台芸術等総合支援事業の違い	10
応募に当たっての留意事項	11
他の助成事業等への重複応募・重複助成／地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について／ 助成対象活動の公表／提出された情報の提供範囲・使用目的／文化芸術分野の適正な契約関係構築に 向けたガイドライン（検討のまとめ）／「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」 （フリーランス・事業者間取引適正化等法）／ハラスメント防止対策の実施／ 暴力団等排除に関する誓約／不正行為等に係る処分	
要望書の作成・提出に当たって	15
要望書の提出者／要望書様式について／要望書作成時の注意事項／提出方法・期間／要望書提出時の 確認事項／お問合せ先	
審査の仕組み及び審査結果の通知	17
審査の仕組み／プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の配置／審査基準／ 審査結果の通知	
採択決定（内定）後の手続	18
助成金交付に係る手続／助成対象活動の経理／関係書類の保管／会計調査／公演等調査／ 広報等への協力／シンボルマーク等の表示	
応募条件、助成金の額及び助成の仕組み、提出書類、記入例	
（以下、各区分共通）助成の対象となる活動／助成の対象となる者／実績要件／応募できない活動／ 審査基準／助成金の額及び助成の仕組み	
・ 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）	20
・ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動	23
（音楽・舞踊・演劇・伝統・大衆）助成対象経費一覧、記入例	28
・ 美術・メディア芸術等の創造普及活動	55
・ 超域的芸術創造活動	75
関連資料	97

《令和9年度における主な変更事項》

(1) 要望書の提出方法について

- 助成金交付要望書の受付方法を変更しました。これに伴い、従来必要としていた団体情報登録（申請者IDの取得）は不要となり、要望書の提出手続きが簡素化されました。

(2) 旧氏記載が可能である旨の表示

- 各申請書類における氏名の記入について、旧氏記載が可能です。

(3) 実績要件について

- 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）の実績要件の対象期間について、開始日を「3年前の11月1日」にし、対象期間を分かりやすくしました。

(4) 助成対象経費の追加

- 様々な人々に鑑賞・参加の機会を提供するため、助成対象経費に「通訳謝金」を追加しました。

(5) 助成対象経費のうち「旅費」について

- 「国家公務員等の旅費に関する法律」に準拠し、宿泊費の上限額等の改正を行いました。

(6) 消費税等仕入控除税額への対応について

- 令和9年度の助成対象活動から、芸術文化振興基金においても消費税等仕入控除税額の取扱いを導入します。これに伴い、要望書様式において、消費税等仕入控除税額に関する団体区分の選択欄を新たに設けました。

(7) 「美術・メディア芸術等の創造普及活動」の「助成の対象となる活動」等の明確化

- メディア芸術等の活動の応募促進を目的として、当該活動が助成対象活動であることを明確にするため、「助成対象となる活動」等について一部追記しました。

(8) 「美術・メディア芸術等の創造普及活動」の個人略歴について

- これまで「団体の代表者」及び「芸術上の中核者」を必須、「活動の芸術上の中核者」を任意としていた個人略歴について、「活動の芸術上の中核者」1名のみの記入を必須とする様式へ簡略化しました。

《応募方法・受付期間・お問合せ先》

【本事業に関するウェブサイト】

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/applicant/01/>

【応募方法】

上記ウェブサイト内「助成金交付要望書受付フォーム」より要望書データ及び必要書類をアップロードしてください（区分によりフォームが異なりますのでご注意ください）。

【応募受付期間】

令和8年10月30日（金）10:00～11月12日（木）17:00

【お問合せ先】

独立行政法人 日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 芸術活動助成課

上記ウェブサイト内の「お問合せフォーム」をご利用ください。



芸術文化振興基金の趣旨・目的

本事業は、文化芸術の裾野拡大と地域文化振興等を本旨とし、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、政府からの出資金、民間からの出えん金を原資とした運用益等により、芸術文化活動に対して支援を行うものです。

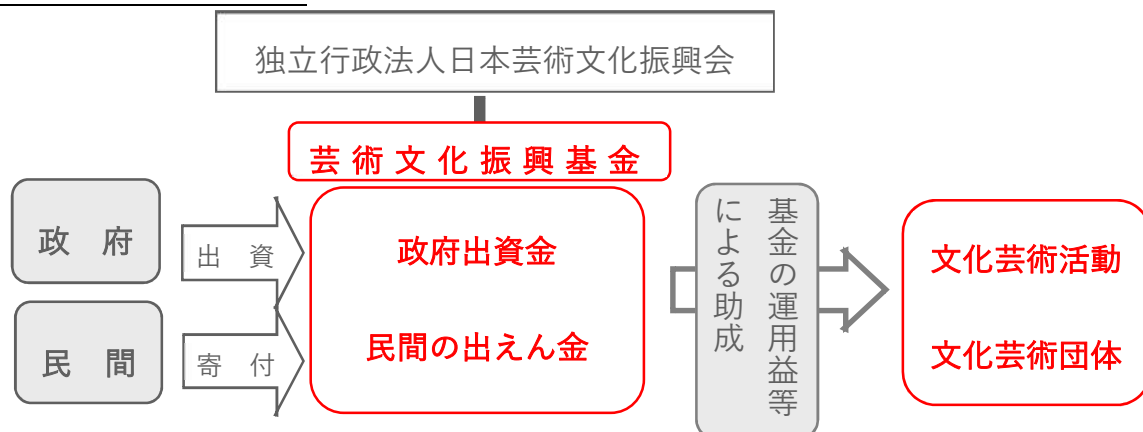
「舞台芸術・美術等の創造普及活動」の支援区分においては、自由で多様な文化芸術の創造・普及を推進し、文化芸術活動の活性化、発展を図ることを目指し、経営基盤が必ずしも十分ではない文化芸術団体の活動や採算性の望めない活動等にも配慮しつつ、特に以下のような活動に対して支援を行います。

- 優れた文化芸術の創造・普及活動
- 文化芸術の新たな局面を切り拓く先駆的な創造活動

本事業による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」により実施するものです。

関連資料 P.98 をご確認ください。

芸術文化振興基金の仕組み



令和8年度芸術文化振興基金 助成対象分野別採択状況（令和8年3月31日公表資料より）

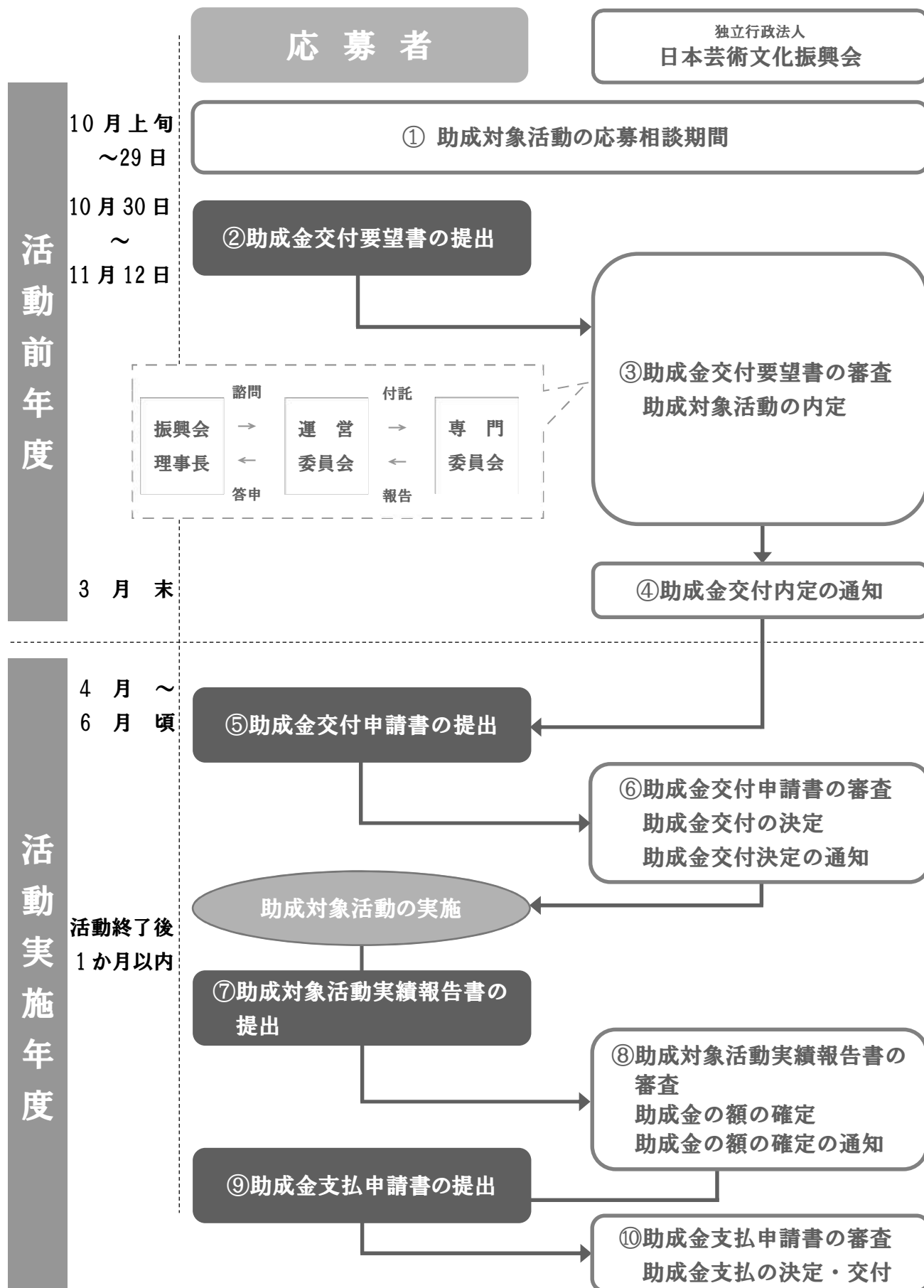
助成対象分野		応募件数（件）	採択件数（件）	助成金交付予定額（千円）
現代舞台芸術創造普及活動		455	172	397,500
	音楽	128	48	123,000
	舞踊	58	26	56,000
	演劇	269	98	218,500
伝統芸能・大衆芸能の公開活動		61	27	48,500
美術・メディア芸術等の創造普及活動		20	6	9,500
超域的芸術創造活動		31	7	12,000
合計		567	212	467,500

◎過去の助成実績を振興会ウェブサイトで紹介しています。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/results/>)

事務手続の流れ

～募集から助成金の支払まで～



項 目	時 期	内 容
① 助成対象活動の応募相談期間	令 和 8 年 1 0 月 上 旬 ～ 1 0 月 2 9 日	助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）や応募手続きについてはウェブサイトでご案内します。 応募相談は、電話、お問合せフォーム、オンライン応募相談にて受け付けます。 <u>期間外の相談は受け付けておりません。</u>
② 助成金交付要望書の提出	1 0 月 3 0 日 1 0 : 0 0 ~ 1 1 月 1 2 日 1 7 : 0 0	定められた期日までに、電子申請により助成金交付要望書（以下「要望書」という。）等を提出してください。 <u>※受付期間を過ぎてからの提出はできません。</u>
③助成金交付要望書の審査 助成対象活動の内定	～ 令 和 9 年 3 月 下 旬	提出された要望書の内容を審査し、助成対象活動及び交付しようとする額を内定します。
④助成金交付内定の通知	3 月 末	助成対象活動に内定した団体（以下「内定者」という。）に対して交付内定通知書により通知します（振興会ウェブサイトでも公表）。不採択となった団体に対しても審査結果を通知します。
⑤助成金交付申請書の提出	4 月～6 月頃 所 定 の 期 間 内 に 速 や か に	内定者が内定を受諾した場合、助成金交付申請書（以下、「申請書」という。）を提出してください。
⑥助成金交付申請書の審査 助成金交付の決定 助成金交付決定の通知	申 請 書 の 受 理 後 速 や か に	申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、内定者に交付決定通知書により通知します。
⑦助成対象活動実績報告書の提出	活 動 終 了 後 1 か 月 以 内	助成対象活動終了後1か月以内に助成対象活動実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出してください。
⑧助成対象活動実績報告書の審査 助成金の額の確定 助成金の額の確定の通知	実 績 報 告 書 提 出 後	実績報告書の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められるときは、助成金の額を確定し、確定通知書により通知します。
⑨助成金支払申請書の提出	額 の 確 定 の 通 知 受 取 後	額の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金支払申請書を提出してください。
⑩助成金支払申請書の審査 助成金支払の決定・交付	助 成 金 支 払 申 請 書 提 出 後	助成金支払申請書の審査の後、助成対象者に対して助成金を交付します。

助成制度の仕組み

～助成の対象となる活動、助成金の額等～

助成の対象となる活動

令和9年（2027）4月1日から令和10年（2028）3月31日の期間に日本国内で実施される、以下の活動区分（分野・ジャンル）に該当する自ら主催して行う活動が応募対象となります（年度をまたぐ活動は対象なりません）。詳しくは、応募条件及び提出書類のページ（P.20以降）を参照してください。

活動区分		ジャンル
1. 現代舞台芸術 創造普及活動	音楽	オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む） 吹奏楽 室内楽（古楽を含む） その他（音楽分野の可能性を拡大させる活動を含む）
	舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 その他（舞踊分野の可能性を拡大させる活動を含む）
	演劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル その他（演劇分野の可能性を拡大させる活動を含む）
2. 伝統芸能・大衆芸能の 公開活動		歌舞伎 人形浄瑠璃 能楽 邦楽 邦舞 雅楽 声明 落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 その他（伝統芸能・大衆芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）
3. 美術・メディア芸術等の 創造普及活動		美術（絵画、彫刻、インスタレーション、写真、映像、工芸、書等） デザイン 建築 メディア芸術（漫画、アニメーション、メディア・アート等） その他（美術・メディア芸術分野の可能性を拡大させる活動を含む）
4. 超域的芸術創造活動		文化芸術の新たな局面を切り拓くような独創性や先駆性が認められ、特定の分野に分類することが困難な公演・展示等活動（オンラインのみとする活動を含む） ※特定の分野に分類できる「異なる分野の文化芸術団体等が共同して制作する活動」については、各分野のジャンル「その他（当該分野の可能性を拡大させる活動を含む）」に応募してください。

次に掲げるような活動形態の場合には、複数の公演を1つの活動として取り扱います。

- 同一の企画意図等で、特定の出演者等が、特定の演目について、複数回にわたって公演する場合。
- 同一の企画意図等で、特定の出演者等が、特定の演目について、複数会場で公演する場合（巡回公演含む）。
- オーケストラ、合唱団等が定期的に行う演奏会や、月例公演や定席等、団体が定期的に行う公演。

（注）アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（「芸術文化振興基金助成対象活動募集案内－地域の文化振興等の活動－」参照）。

応募できる活動数

同一の分野に応募できる活動数は、**1団体につき1活動**です。また、**1つ（同一）の活動を複数の分野・活動区分に重複応募することはできません。**

なお、**異なる分野や活動区分に別の活動を応募する場合は、1団体2活動を上限とします。**

- （例）【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に2活動 ×
【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に1活動、【超域的芸術創造活動】に1活動 ○
【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に1活動、【現代舞台芸術創造普及活動】舞踊分野に1活動 ○

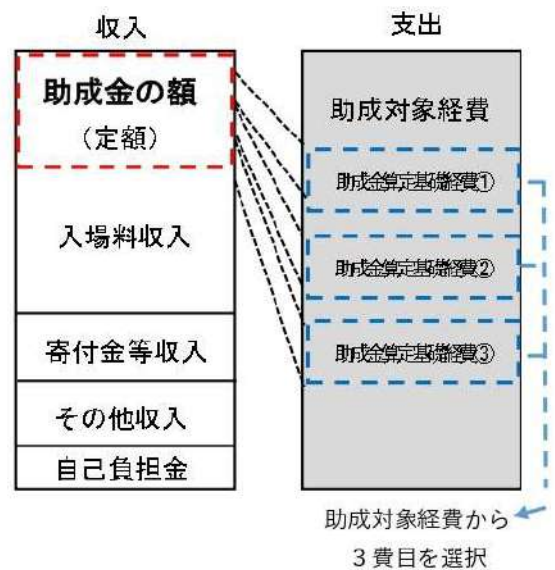
助成制度の特徴

助成対象経費のうちから3つ選択した費目（助成金算定基礎経費）の合計額に応じて、収入の額に関わらず定額で助成を行います。

条件となる助成対象経費や応募できる助成金の額（定額）は、活動区分や分野によって異なりますので、それぞれの該当ページをご覧ください。

【助成金の額及び助成の仕組み】

- | | |
|------------------------------|--------|
| ○ 現代舞台芸術創造普及活動
（音楽・舞踊・演劇） | P. 2 2 |
| ○ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動 | P. 2 5 |
| ○ 美術・メディア芸術等の創造普及活動 | P. 5 8 |
| ○ 超域的芸術創造活動 | P. 7 7 |



※応募時に選択した助成金算定基礎経費を
変更することはできません。

助成金の額

助成金の額は、**助成対象経費及び助成金算定基礎経費（選択制）の合計額に応じて定額**になります。詳しくは、上記【助成金の額及び助成の仕組み】の各活動区分のページを参照してください。

<注意点：助成金の減額>

活動実施の結果、助成金算定基礎経費の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の助成金算定基礎経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。

【例】採択時の助成金算定基礎経費の合計額 250 万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200 万円

- ① 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額 220 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200 万円
（助成金算定基礎経費の合計額が助成金の額（200 万円）以上であるため、助成金の額に変更なし）
- ② 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額 180 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 180 万円

助成対象経費

活動の支出予算に計上できる経費を、「助成対象経費」といいます。「助成対象経費」は、応募する活動の実施に直接的に係る経費で、その性質に照らして助成を行うことが適当であると認められる経費です。

○助成対象経費 一覧（詳細は各ページを参照してください。）

【現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）】【伝統芸能・大衆芸能の公開活動】（P. 28～32）

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費

【美術・メディア芸術等の創造普及活動】（P. 61）

作品料、企画制作費、会場費、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、スタッフ費・キャスト費、映像製作費

【超域的芸術創造活動】（P. 80）

作品料、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費

助成を行うことが適当であると認められ、かつ、**令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）**
に団体自ら支払った経費であることが請求書、銀行振込明細書等により確認できるものであることが条件です。

※ 応募活動の実施に必要な経費であっても、経費の性質上、助成対象とならない経費があります。

※ 応募活動の実施に必要な経費であっても、活動前年度まで（令和9年3月31日以前）に支払った経費は計上できません。会場費の前払いや早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。

※ 稽古部分に係る経費は基本的に対象となりませんが、本活動に直接的に係る稽古（定期的な練習、個人の稽古は除く）に使用する稽古場借料は対象となります。

※ 応募者（助成対象団体）名と異なる名義で支払われる経費は、原則として計上できません。

芸術文化振興基金と

舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）の違い

異なる活動であっても、同一団体が両方の事業に重複して応募することはできませんので、ご注意ください。

 芸術文化振興基金 （舞台芸術・美術等の創造普及活動）	項目	 舞台芸術等総合支援事業 （公演創造活動）
任意団体であっても一定の条件を満たす場合には応募可能	団体要件 （法人格）	法人格が必須
【現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）】 令和5年11月1日～令和8年11月12日の3年間に、応募分野において国内で主催の有料公演を1回以上実施していること。 【伝統芸能・大衆芸能】【美術・メディア芸術等】【超域的】 過去に応募分野において（超域的は応募分野に限らず）国内で主催公演・展示（伝統芸能・大衆芸能は有料）を実施していること。	実績要件	令和5年11月1日～令和8年11月12日の3年間に、応募分野に係る主催の有料公演を国内で一定数以上実施していること。
出演費や会場費等の 公演本番に必要な経費 （選択した3費目への助成）	助成対象となる経費	稽古費、音楽費、文芸費等の 公演初日の本番前までの創造活動に必要な経費 （伝統芸能・大衆芸能は例外あり）
助成対象経費及び助成金算定基礎経費の合計額に応じた定額助成	助成金の額	助成対象経費の合計額 を上限とし、審査により助成金の額を決定
収入 助成金の額 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 自己負担金 支出 助成対象経費 助成金算定基礎経費① 助成金算定基礎経費② 助成金算定基礎経費③ 助成対象経費から 3費目を選択	助成制度の特徴	収入 助成金の額 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 自己負担金 支出 助成対象経費 稽古費・音楽費・文芸費等 助成対象外経費 出演費等 創造部分 公演部分 「複数年計画支援」「公演事業支援」「公演事業支援（ステップアップ枠）」の3つの支援区分がある。
政府からの出資金、民間からの出えん金を原資とした運用益等を財源に当振興会が実施	財源・実施主体	文化庁の文化芸術振興費補助金を財源に当振興会が実施

応募に当たっての留意事項

他の助成事業等への重複応募・重複助成

(1) 当振興会の助成事業への重複応募

本事業への応募にあたり、当振興会の他の助成事業との重複応募の可否は次のとおりです（応募先の事業は一例です。変更や追加等が発生する場合があります）。

応募先	同一の活動（※）	異なる活動
芸術文化振興基金「舞台芸術・美術等の創造普及活動」の他の分野、他の活動区分	×	○（上限2活動。 詳細は P.7 参照）
芸術文化振興基金「国内映画祭等の活動」	×	○
芸術文化振興基金「地域の文化振興等の活動」内「アマチュア等の文化団体活動」	×	×
芸術文化振興基金「地域の文化振興等の活動」上記以外	×	○
舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）	×	×
舞台芸術等総合支援事業（上記以外）	×	○
劇場・音楽堂等機能強化推進事業	×	○
日本映画製作支援事業	×	○

（※）同一の活動とは、一定期間に同一会場、同一内容等で実施される活動をいいます。

(2) 文部科学省・文化庁の補助事業等への重複応募

同一の活動について、文部科学省・文化庁からの補助金や国の行政機関の委託費等が支出される事業への重複応募は可能です。ただし、それらの事業に採択された場合は、**芸術文化振興基金から重複して助成を受けることはできません**（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

※文化庁の助成事業については、文化庁ウェブサイト（「施策・事業一覧」「各種助成金・支援制度等」等）をご覧ください。（<https://www.bunka.go.jp/index.html>）

なお、文部科学省・文化庁の補助事業等の中には、制度上、本事業との重複助成の取り扱いが異なるものもあります。重複助成可否については事業ごとに異なりますので、応募予定事業の募集要項等をご確認ください。

文部科学省・文化庁の補助事業等と重複応募する場合は、要望書個表の所定の欄に明記してください。

要望書提出後に、重複応募することが決定した場合には、その旨を速やかに連絡してください。

なお、文部科学省・文化庁の後援名義の使用許可のみを受ける活動は助成の対象となります。

(3) 共同で主催する別の団体からの重複応募・重複助成

同一の活動について、応募団体とは異なる主催者が当振興会や文化庁より補助金等を受ける場合についても、日程及び内容が重複する活動は応募することができません（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

（例）重複応募にあたる事例

同一の活動について、主催者の実演団体が基金〔現代舞台芸術創造普及活動（演劇）〕に、共催者のホールが補助金〔劇場・音楽堂等機能強化推進事業（地域の中核）〕に応募。

地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について

地方公共団体の補助金・助成金等や、民間の助成団体からの助成金、企業からの協賛金等の交付を受ける活動は助成の対象となりますが、要望書の所定の欄に必ずその旨を記入してください。ただし、他の助成金等により特定の経費が賄われる場合（例：会場費の全額助成）は、当該経費を重複して本助成金の助成対象経費とすることはできません。

助成対象活動の公表

本助成事業の採択一覧（助成対象活動名、団体の名称、助成金交付予定額等）を振興会ウェブサイト等で公表するほか、助成対象活動概要、及び実績報告についても公表することがあります。

提出された情報の提供範囲・使用目的

当振興会に提出された要望書等に記載された情報（個人情報を含む）は、当振興会において、以下の目的の範囲で使用するほか、文化庁事業の広報等を目的として文化庁にも提供されます。

- ① 助成事業の適正な執行のために必要な連絡
- ② 事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます）
- ③ 助成事業の効果の検証及び検証結果の公表（団体及び個別の活動は特定されません）
- ④ その他助成事業の遂行

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、令和4年7月に同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表しました。

また、令和4年度からは、ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう「芸術家等実務研修会」を実施し、個人で活動する芸術家等及びその発注者の立場になる方が適正な契約関係構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修会等を実施しています。

事業の実施に当たっては、これらを参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めていただきますようお願いいたします。

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】概要

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/pdf/94128001_01.pdf



【特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の施行に伴う「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の改訂（令和6年10月29日）】

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94127901.html



【芸術家等実務研修会の実施】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html



「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「法」という。）が令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布され、法は令和6年11月1日に施行されました。

(1)発注事業者としてフリーランスの芸術家・実演家等との間で業務委託等の取引を行う場合に、以下の対応が義務化されています。

- ・書面等により取引条件を事前に明示している。
- ・報酬支払期日の設定を行い、期日内に支払いを行っている。
(原則として物品等を受領した日または役務の提供を受けた日から 60 日以内)
- ・取引相手の選定に係る募集情報は最新の内容を正確に表示している。
- ・ハラスメントを防止するための体制を整備している。

(2)一定期間以上の期間行う業務を委託する場合、以下の対応も義務化されています。

- ・フリーランス法で定める以下 7 つの禁止行為を行っていない。
 - 1 受領拒否：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。
 - 2 報酬の減額：フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。
 - 3 返品：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。
 - 4 買ったとき：委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 5 購入・利用強制：フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。
 - 6 不当な経済上の利益の提供要請：自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。
 - 7 不当な給付内容の変更・やり直し：フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、給付の内容を変更させたり、受領後にやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。
- ・育児や介護などと業務の両立に配慮している。
- ・中途解除などにあたり、適切に事前予告と理由の開示を行っている。

法の内容等については、以下をご確認ください。

◆内閣官房

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）等に係る取組について https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/index.html

◆公正取引委員会

フリーランス法サイト https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/

フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

◆中小企業庁

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/law_freelance.html

◆厚生労働省

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

ハラスメント防止対策の実施

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するために、必要な措置（以下参照）を講じることが法令等により義務づけられています。

1. 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発

- ・ハラスメントにあたる行為の内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、団体内および関係者に周知・啓発すること。
- ・ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則等の文書に規定し、団体内および関係者に周知・啓発すること。

2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、団体内および関係者に周知すること。

- ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

3. ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- ・事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ・再発防止に向けた措置を講ずること（事実が確認できなかった場合も同様）。

4. 1 から 3 までの措置と併せて講ずべき措置

- ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、団体内および関係者に周知すること。
- ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、団体内および関係者に周知・啓発すること。

ハラスメント防止対策は、雇用者のみならず、フリーランス等との関係でも同様の対応が求められていますので、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の遵守状況を確認される際にも併せてご確認ください。

詳細は、以下のホームページ等でご確認ください。

◆厚生労働省 職場におけるハラスメントの防止のために

(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワー・ハラスメント)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

助成金交付要望書の提出にあたっては、団体の組織運営体制や財務、活動環境が、助成金の交付を受ける団体として適切であることを確認するため、「組織運営等に関する自己申告書」（以下「自己申告書」という。）をご提出いただきます。

自己申告書の記載内容は、審査に反映されますので、各記述欄には、取組状況を具体的に記述してください。

暴力団等排除に関する誓約

助成金交付要望書の提出にあたっては、活動の実施期間内及び完了後の将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に、団体あるいはその構成員が該当あるいは関与するものでないこと、事業内容等に法令に違反する行為がないこと、その他助成金の交付を受ける団体として不適当な行為を行う者でないことを誓約いただきます。

不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の罰則が科されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は 5 年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は 2 年間、それぞれ応募することができません。詳しくは芸術文化振興基金助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。P. 99 を参照）をご覧ください。

助成金の不正受給防止については、文化庁より「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」が公表されています。併せてご参照ください。

【芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

要望書の作成・提出に当たって

要望書の提出者

要望書の提出は、**助成金の交付を受けようとする活動を実施する主催者（当該活動の資金面での責任を持つ者）**が行ってください。一つの活動が複数の主催者（共催）により実施される場合でも同様に、当該活動を統括する者が要望書を提出してください（資金面での責任を負っていない制作会社等は主催者となりません）。

複数の団体で構成される実行委員会等形式の場合は、実行委員会等の名義で要望書を提出してください。要望書の作成及び提出手続きは、当該実行委員会等の中核となる団体が行ってください。なお、要望書提出後に主催者を変更することはできません。

※チラシ、プログラム等の印刷物に当該活動の主催者であることの明記が必要です。

要望書様式について

要望書は定められた様式を当振興会のウェブサイト（下記 URL）の「応募様式等ダウンロード」からダウンロードして使用してください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/applicant/01/>

- ・ 要望書様式は分野により異なります。応募する分野の様式を使用してください。
- ・ 昨年度募集時とは様式に変更がありますので、必ず令和 9 年度用のものを使用してください。
- ・ **適切でない様式で提出された場合、受け付けることはできません。**

要望書作成時の注意事項：活動内容の記入に当たって

応募時に提出した要望書に基づいて審査が行われますので、提出後変更が生じることのないよう、活動内容について十分検討の上、作成してください。毎年、活動内容が「未定」のものや記入内容が不十分なものが見受けられます。見込み段階の内容や状況、今後の活動内容の決定過程等を可能な限り記載してください。特に、**企画意図の記述が抽象的で不明確な活動は、審査基準に照らして不採択となる可能性がありますので、必要事項を具体的、かつ、簡潔に記入するようにしてください。**

また、助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、交付要綱（P. 99）等に基づき助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、要望書作成段階から詳細な計画立案に努めてください。

提出方法・期間

当振興会のウェブサイト（<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/applicant/01/>）の「提出方法」内、「助成金交付要望書受付フォーム」より要望書データ及び必要書類をアップロードしてください。

※昨年までの受付システムとは異なります。団体情報の事前登録は不要です。

※「美術・メディア芸術」とその他の区分では受付フォームが異なりますので、ご注意ください。

【提出受付期間】令和 8 年 10 月 30 日（金）10：00～11 月 12 日（木）17：00

提出書類については、各活動区分の「提出書類一覧」ページを参照してください。

※ **受付期間を過ぎての提出はできません。**

※ 提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※ データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの受信を必ず確認してください。

要望書提出時の確認事項

要望書の提出に当たっては、事前に以下の項目を必ず確認してください。

- (1) 要望書は所定の受付期間に、電子申請（助成金交付要望書受付フォーム）により受け付けます。
その他の方法による提出（紙媒体による要望書の郵送、メール送付、FAX 等）は認められません。また、
受付期間を過ぎての提出は一切認められません。
- (2) 一度提出された書類については、修正や再提出を行うことはできません。また、基本的に当振興会から
補正を求めることはしませんので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。
印刷すると文字が見切れてしまうものが見受けられますので、提出前に印刷をするなど、適切に書類が
作成されているかを確認してください。
・不備や空欄の多い状態で提出された要望書は、受付ができない場合があります。
- (3) 提出した要望書等については、必ずデータ提出した原本を保管するようにしてください（P. 18「関係書類の保管」参照）。
- (4) 要望書・自己申告書、その他提出書類に事実と異なる記載があった場合、内定・交付の取消となる場合があります。

お問合せ先

応募相談は令和8年10月29日（木）まで承ります（電話、お問合せフォーム、オンライン応募相談）。

要望書の記入等についてご不明な点がある場合にはご利用ください。

所在地及び 担当部課	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局	
	音楽・舞踊・演劇・伝統大衆・超域的	芸術活動助成課
	美術・メディア芸術	地域文化助成課
電話番号	音 楽	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 9 5
	舞 踊	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 8 6
	演 劇	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 8 8
	伝統芸能・大衆芸能	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 8 9
	美術・メディア芸術	0 5 0 - 1 7 5 4 - 5 9 0 7
	超 域 的	0 5 0 - 1 7 5 4 - 6 1 5 4
お問合せフォーム	https://618dcdfb.form.kintoneapp.com/public/6364578915f9664876625547d4d14935e2b4636a2c0c2ff5564b0d294c22f4c6	
オンライン応募相談 * 事前予約制	https://618dcdfb.form.kintoneapp.com/public/e81817dd662561006c32ea5368a09656efd105feb609f78ee903bd0d759ab3c9	

◆受付時間：午前10時～午後5時（正午～午後1時、ならびに土・日・祝日を除く）

◆要望書提出受付開始後（10月30日以降）は質問等を承ることができません。

審査の仕組み及び審査結果の通知

審査の仕組み

応募のあった活動については、振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の採択について諮問します。これを受けて運営委員会から専門委員会へ調査審議を付託します。

専門委員会において助成対象活動が選定され、運営委員会に報告されます。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ、当該年度の助成対象活動と助成金の額が決定されて、振興会理事長に答申されます。

プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の配置

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入することとされました。

また、『文化芸術推進基本計画（第1期）』（平成30年3月6日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術の支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る」とされ、『文化芸術推進基本計画（第2期）』（令和5年3月24日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する適切な配分機能等のアーツカウンシル機能を強化する。そのために必要なプログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）を適切に配置する」とされました。

これらに基づき、当振興会では、助成事業がより一層有効・適切に実施されるよう、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能、映画、文化施設、調査研究の各分野において、PD・POを配置し、その専門的な知見を生かして、助言、審査、事後評価及び調査研究等の充実に取り組んでいます。

PD・POは、文化芸術団体から応募のあった各活動について、内容や経費に関する調査・分析を行い、審査を行う運営委員会に対し、専門的な視点から情報を提供するほか、文化芸術団体との意見交換や芸術団体への助言等も行っています。

審査基準

審査基準は助成対象活動に係る審査・公演等調査の全てにおいて重要な事項になりますので、各活動区分の「審査基準」を必ずご確認ください。

審査結果の通知

応募された活動の審査結果については、採否にかかわらず令和9年3月末を目途に通知します。また、採択一覧（助成対象活動名、団体の名称、助成金交付予定額等）を振興会ウェブサイト上で公表します。

採択決定（内定）後の手続

助成金交付に係る手続

（１）助成金交付申請書の提出（令和９年４月～６月頃）

採択の決定（助成金の交付内定）を受けた団体が、これを受諾した場合には、助成金交付申請書を所定の期間内に当振興会に提出する必要があります。当振興会は、申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、交付決定通知書により当該団体に通知します。

（２）助成対象活動実績報告書の提出（助成対象活動終了後１か月以内に提出）

助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象活動完了後、原則として１か月以内に助成対象活動実績報告書を当振興会に提出する必要があります。

提出の際には、助成金算定基礎経費に係る証拠書類を併せて提出する必要があります。当振興会は、実績報告書の内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により当該団体に通知します。

（３）助成金の交付

助成金の額の確定後に、助成金支払申請書を受けて、助成対象団体名義の口座に銀行振込にて行います（個人の口座は原則不可）。なお、一定の要件を満たす活動については概算払が利用可能です。

助成対象活動の経理

助成を受ける団体が責任を持って経理処理を行い、その証拠書類（請求書、契約書、銀行振込明細書及び領収書等）は必ず保管してください。実績報告書の提出時には、助成金算定基礎経費に計上している全ての経費について、証拠書類の提出が必要となります。

- 助成対象経費に関わる収入・支出を明らかにする観点から、助成対象活動に係る収入及び支出に関する帳簿を必ず作成してください。
- 経費の支払いが確実に行われているかを確認する観点から、現金によらなければ支払いが行えない場合を除き、支払いは銀行振込を原則としてください。また、銀行振込明細書だけではどの経費に関する支払いか確認できないため、支払先から経費の内容が分かる見積書・請求書等を必ず徴取してください。
- 助成対象団体名と異なる名義で行われた支払いは、原則として助成対象経費に計上できません。やむを得ず立替払いを行う場合には、立替払いを行った者からの請求書及びそれに対する支払事実を証明する書類の提出が必要です。
- 監査担当者は団体代表者、経理担当者とは別の者とし、適切なチェック体制を整えてください。
- その他、税理士や公認会計士等による外部監査を導入するなどにより、経理処理の透明化を図ってください。
- 助成金算定基礎経費以外の助成対象経費や収入に係る証拠書類は、会計調査（次頁）等の際に確認させていただくことがあります。全ての収入・支出に関わる証拠書類を適切に保管してください。

関係書類の保管

助成を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び銀行振込明細書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後 **５年間保存** しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ずデータ提出した原本を保管してください。関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに、助成金の返還を求めることがあります。

会計調査

助成対象活動について、当振興会の職員が団体を訪問して助成対象活動の収入・支出（助成金算定基礎経費以外の経費を含む）に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。また、本助成事業は国からの出資金を財源に実施していることから、助成対象活動は会計検査院による検査の対象となります。

公演等調査

助成対象活動について、専門委員および当振興会の職員等が公演等の調査を行うことがあります。また、制作経費等が助成対象経費に計上されている付帯物（パンフレット、当日の音声ガイド等）についても、調査に際し提供をお願いする場合があります。

広報等への協力

助成を受ける団体には、当振興会の活動に関する広報協力や、助成事業による効果の検証のためのアンケート等への協力を依頼することがあります。

シンボルマーク等の表示

助成金交付内定を受けた活動については、当該活動の実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム等に、必ず「芸術文化振興基金シンボルマーク」と「芸術文化振興基金」または「芸術文化振興基金助成事業」の文字を表示してください。

表示は必ず交付内定（令和9年3月末を予定）後に行ってください。スケジュールの都合により印刷物への表示が難しいときは、ウェブサイトや公演当日配布物等の交付内定後に対応可能なものに対して表示を行ってください。

画像データは当振興会のウェブサイトからダウンロードしてください。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/recipient/01/#anchor03>)

※ シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字の色彩は同一とし、原則として下記色彩番号の色彩、黒色又は白色を使用してください。

- 色彩番号 D I C 1 8 5（青）
- 色彩番号 D I C 1 5 7（赤）
- 色彩番号 D I C 2 4 5（緑）



<表示例>



芸術文化振興基金



芸術文化振興基金助成事業



芸術文化振興基金助成事業

芸術文化振興基金



Supported by
Japan Arts Fund

Japan Arts Fund



* シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字は、離れて掲載されても問題ありません。



芸術文化振興基金シンボルマークについて

芸術を限らないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）

応募条件、助成金の額及び助成の仕組み、提出書類、記入例 ～現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う現代舞台芸術の公演活動で、優れた実績や豊かな将来性に基づいた創造・普及活動及び先駆的な創造活動等を対象とします。

- (1) 音楽分野 ジャンル・・・オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む）吹奏楽 室内楽（古楽を含む）
その他（音楽分野の可能性を拡大させる活動を含む）
- (2) 舞踊分野 ジャンル・・・バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊
その他（舞踊分野の可能性を拡大させる活動を含む）
- (3) 演劇分野 ジャンル・・・現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル
その他（演劇分野の可能性を拡大させる活動を含む）

(注) アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（「芸術文化振興基金助成対象活動募集案内－地域の文化振興等の活動－」参照）。

助成の対象となる者

現代舞台芸術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体等で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、次項の実績要件を充たすものとします。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の対象分野の実演家・芸術家等を擁する団体又は劇場施設を有する団体
※ 劇場施設の指定管理者等は、別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演）」に応募してください。
- (4) 法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて充たしていること
 - ア 主たる構成員が実演家・芸術家等であること
 - イ 定款に類する規約等を有し、その規約等により次のウ～オ及び団体設立年月日が確認できること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 応募時点で、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

令和5年11月1日～令和8年11月12日（応募締切日）の3年間に、応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施していることが要件になります（提出された実績資料で確認します）。応募団体が企画・制作した公演であっても、応募団体が主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績に含みません。製作委員会や実行委員会形式で主催した公演については、応募団体がその製作委員会等の中核団体であることが明示されていることが必要です。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
- 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
 - ※ P.11「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す活動（いわゆる「名称冠公演」）
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム・映像配信のみの活動
- 稽古事の発表会（温習会、おさらい会等）

（注）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行います。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、助成の趣旨に合致していること
- イ 優れた芸術性・創造性を有しており、芸術的成果を上げることが期待できる企画内容であること
- ウ 当該団体及び当該活動の今後の発展が期待できる企画内容であること
- エ 観客層拡充に努める企画内容であること

【運営・その他】

- オ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- カ 団体の運営が適正であること

本事業による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」により実施するものです。

P.4 及び関連資料 P.98 をご確認のうえ、ご申請ください。

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり6つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費のうちから選択した3つの経費（助成金算定基礎経費）の合計額が下表中段に示した「助成金算定基礎経費の合計額」以上であること。

※応募時に選択した助成金算定基礎経費を変更することはできません。

※経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。

- ② 下記の助成対象経費総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の中下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が400万円を超え、助成対象経費総額が1,000万円を超える活動であっても、200万円や100万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 28～32をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費

【助成金の額の区分】

※ 消費税等仕入控除税額の対象となる団体については、助成金算定基礎経費及び助成対象経費総額を消費税及び地方消費税相当額をそれぞれ除いた額で算出し、その額を基に助成金の額の区分を選択してください。

助成金の額	50万円 (500千円)	100万円 (1,000千円)	150万円 (1,500千円)	200万円 (2,000千円)	300万円 (3,000千円)	400万円 (4,000千円)
助成金算定基礎 経費の合計額	50万円 以上	100万円 以上	150万円 以上	200万円 以上	300万円 以上	400万円 以上
助成対象経費 総額	100万円 以上	200万円 以上	300万円 以上	400万円 以上	<u>750万円</u> 以上	<u>1,000万円</u> 以上

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 820万円
出演費150万円、音楽費50万円、文芸費150万円、会場費100万円、舞台費200万円、
運搬費10万円、謝金20万円、旅費50万円、宣伝・印刷費70万円、記録・配信費20万円
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 500万円
出演費150万円、文芸費150万円、舞台費200万円
- 応募可能な助成金の額の区分 ⇒ 300万円（50・100・150・200万円も選択可能）

応募条件、助成金の額及び助成の仕組み、提出書類、記入例 ～伝統芸能・大衆芸能の公開活動～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う伝統芸能・大衆芸能の公演活動で、優れた実績や豊かな将来性に基づいた創造・普及活動等を対象とします。

伝統芸能分野 ジャンル・・・歌舞伎 人形浄瑠璃 能楽 邦楽 邦舞 雅楽 声明

その他（伝統芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）

大衆芸能分野 ジャンル・・・落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽

その他（大衆芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）

（注）アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（「芸術文化振興基金助成対象活動募集案内－地域の文化振興等の活動－」参照）。

助成の対象となる者

伝統芸能・大衆芸能の保存・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体で、次の（１）～（４）のいずれかに該当し、かつ、次項の実績要件を充たすものとします。

- （１）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- （２）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）
- （３）上記（１）（２）以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の実演家・芸術家等を擁する団体又は劇場施設を有する団体

※ 劇場施設の指定管理者等は、別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演）」に応募してください。

- （４）法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて充たしていること

- ア 主たる構成員が実演家・芸術家等であること
- イ 定款に類する規約等を有し、その規約等により次のウ～オ及び団体設立年月日が確認できること
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- カ 応募時点で、団体設立後１年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

過去に応募分野において、日本国内で自ら主催する有料の公演を実施した実績がある団体とします（提出された実績資料で確認します）。応募団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績には含みません。製作委員会や実行委員会形式で主催した公演については、応募団体がその製作委員会等の中核団体であることが明示されていることが必要です。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
- 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
 - ※ P.11「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す活動（いわゆる「名称冠公演」）
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム・映像配信のみの活動
- 稽古事の発表会（温習会、おさらい会等）

（注）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行います。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、助成の趣旨に合致していること
- イ 優れた芸術性・創造性を有しており、芸術的成果を上げることが期待できる企画内容であること
- ウ 当該団体及び当該活動の今後の発展が期待できる企画内容であること
- エ 観客層拡充に努める企画内容であること

【運営・その他】

- オ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- カ 団体の運営が適正であること

本事業による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」により実施するものです。

P.4 及び関連資料 P.98 をご確認のうえ、ご申請ください。

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり7つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表中段に示した「助成金算定基礎経費の合計額」以上であること。

※応募時に選択した助成金算定基礎経費を変更することはできません。

※経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。

- ② 下記の助成対象経費総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の中下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が400万円を超え、助成対象経費総額が1,000万円を超える活動であっても、200万円や100万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 28～32をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費

【助成金の額の区分】

※ 消費税等仕入控除税額の対象となる団体については、助成金算定基礎経費及び助成対象経費総額を消費税及び地方消費税相当額を除いた額で算出し、その額を基に助成金の額の区分を選択してください。

助成金の額	30 万円 (300 千円)	50 万円 (500 千円)	100 万円 (1,000 千円)	150 万円 (1,500 千円)	200 万円 (2,000 千円)
助成金算定基礎経費の合計額	30 万円以上	50 万円以上	100 万円以上	150 万円以上	200 万円以上
助成対象経費総額	60 万円以上	100 万円以上	200 万円以上	300 万円以上	400 万円以上

助成金の額	300 万円 (3,000 千円)	400 万円 (4,000 千円)
助成金算定基礎経費の合計額	300 万円以上	400 万円以上
助成対象経費総額	<u>750 万円以上</u>	<u>1,000 万円以上</u>

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 820 万円
出演費 150 万円、音楽費 50 万円、文芸費 150 万円、会場費 100 万円、舞台費 200 万円、運搬費 10 万円、謝金 20 万円、旅費 50 万円、宣伝・印刷費 70 万円、記録・配信費 20 万円
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 500 万円
出演費 150 万円、文芸費 150 万円、舞台費 200 万円
- 応募可能な助成金の額の区分 ⇒ 300 万円（30・50・100・150・200 万円も選択可能）

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付フォームを通じて提出（アップロード）してください（P. 15 参照）。

フォームの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名：R9_11_kikin_kihon_yobo.xlsx 保存形式： 
① 総表 ② 団体概要 ③ 活動実績 ④ 個人略歴 ⑤ 個表 ⑥ 個表 別紙（任意） ⑦ 収入予算 ⑧ 別紙 入場料詳細（任意） ⑨ 支出予算 ⑩ 自己申告書 ⑪ 参考資料（任意） ⑫ 応募要件等確認書		1つのExcelファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です（グレー・水色には入力しないでください）。 ・ <u>行・列の追加・削除はできません。</u>また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子（.xlsx）は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
2	規約等	様式なし	保存形式： 
法人格を有する団体 → 定款 法人格を有しない団体（任意団体） → 定款に類する団体規約 ※主催団体の形態によって必要書類は異なります。		<注意事項> ・ <u>Word や ZIP ファイルの添付は不可。PDF ファイルを提出してください。</u> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
3	公演実績資料	様式なし	保存形式： 
公演実績資料（一式） ※要件は応募分野によって異なります。 （音楽・舞踊・演劇→P.20 伝統芸能・大衆芸能→P.23）		<注意事項> ・ <u>Word や ZIP ファイル、png や JPEG 等画像ファイルの添付は不可。PDF ファイルを提出してください。</u> ・ <u>提出できる PDF ファイルは1ファイルまでです。複数ある場合はファイルを1つにまとめてください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (E x c e l) 一式

※具体的な記入方法については、P.34以降の記入例及び記入要領を参照してください。

④の個人略歴は、芸術上の中核者をご記入ください [1名は必須。最大2名まで記入可能です]。
枚数の超過分は審査資料として認められません。

⑪の参考資料 (任意) は、A4判片面1枚 (枠内) に限り、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン等を記載することができます (枚数の超過分は審査資料として認められません。見切れに注意してください。)

また、応募活動の内容を把握する上で参考となる資料 (映像等) があれば、ウェブサイト等の URL を
要望書の⑤個表の所定欄に記入してください (DVD 等現物送付は不可)。

(2) 規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体：定款

法人格を有しない団体 (任意団体)：定款に類する団体の規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- 団体設立年月日

(3) 公演実績資料 (一式)

【音楽・舞踊・演劇】

令和5年11月1日～令和8年11月12日 (応募締切日) の3年間に応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

【伝統芸能・大衆芸能】

過去に応募分野において、日本国内で自ら主催する有料の公演を実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

【共通事項】

応募する団体が主催であることが明示されている資料を提出してください (「主催」表記が不明なものは実績として認められません)。当該団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った公演) は、実績に含まないものとします。製作委員会や実行委員会形式で主催した公演については、応募団体がその製作委員会等の中核団体であることが明示されていることが必要です。

助成対象経費

公演本番（仕込み～ばらし）に関する、活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

○当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（令和9年（2027）3月31日以前）に支払う経費は計上できません。

著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物に係る経費等にご注意ください。

※令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）に団体自ら支払った経費であることが請求書、銀行振込明細書等により確認できること。

項目	細目	注意事項等
出演費	出演料	・俳優、舞踊家等に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。 ・【伝統芸能のみ】チラシ等に出演として記載がある場合のみ、後見も出演料として計上可。
	演奏料	・演奏者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	ソリスト料	・オーケストラ、オペラ等におけるソリストに係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	合唱料	・合唱に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	指揮料	・指揮者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
音楽費	コレペティ料	・オペラ（コンサート形式を含む）において、稽古に際してピアノ伴奏をしながら、声楽出演者に助言を行う者（コレペティ）に係る費用。 ・副指揮料を含む。
	合唱指揮料	・合唱指揮を行う者に係る費用。
	稽古ピアニスト料	・稽古に際してのピアノ伴奏を行う者に係る費用。
	楽器借料	・楽器の借料。
	楽譜借料	・楽譜の借料。
	楽譜製作料	・公演に際し、総譜（スコア）やパート譜を新たに製作しなければならない場合において、それらの製作に係る費用（楽譜写譜料を含む。）。
	作詞料	・公演に使われる楽曲に付す詞を新たに作る者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	作曲料	・公演のために新たに曲を作る者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	編曲料	・公演のために楽曲を編曲する者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	作調料	・音楽的な構成・伴奏・調子等の作調を行う者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	音楽制作料	・公演中に使用する楽曲の録音等に要するスタジオ借料、人件費等。
	調律料	・ピアノ等の調律を行う者に係る費用。
文芸費	訳詞料	・公演のために歌詞を別言語に訳詞する者に係る費用。
	プロンプター料	・プロンプターを行う者に係る費用。
文芸費	脚本料	・脚本・台本等の執筆に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。

文 芸 費	脚色料・補綴料	・小説等を上演するために脚本にすること、元々ある戯曲や脚本に手を加えること、台本に手を加えて不足等を補うことに係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	ドラマトゥルク料	・ドラマトゥルクを行った者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	演出料	・演出家に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	演出助手料	・演出家を補佐する人員（演出補を含む。）に要する費用。
	構成料	・構成を行った者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	監修料	・監修を行った者に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	振付料	・振付家に係る費用（ステージングを含む。）。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	振付助手料	・振付家を補佐する人員に要する費用。
	翻訳料	・脚本等の翻訳（点字を含む）に係る費用。 ・原則としてチラシ等に翻訳として記載された者のみ。 ・外国語→日本語だけでなく、日本語→外国語、外国語→他の外国語への翻訳を含む。 ・プログラム等の物販に係る翻訳料は計上不可。
	舞台監督料	・舞台監督に係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	舞台監督助手料	・舞台監督を補佐する者に係る費用。
	舞台美術デザイン料	・これに係る費用。 ・原則としてチラシ等に記載された者のみ。
	人形美術デザイン料	
	衣装デザイン料	
	照明プラン料	
	音楽プラン料	
	音響プラン料	
	映像プラン料	
	特殊効果プラン料	
	バレエマスター・ バレエミストレス料	・バレエの作品に精通し、芸術監督や振付家の下、ダンサーを指導する者に係る費用。
	各種指導料	・言語指導料、方言指導料、所作指導料、振付指導料、剣術指導料（アクション擬闘、殺陣を含む。）、合唱指導料、歌唱指導料等。 ・「内容詳細」欄に、指導料の具体的な内容を記入すること。
	字幕原稿作成・翻訳料	・字幕原稿の翻訳、作成に係る経費。
	音声ガイド原稿作成・ 翻訳料	・音声ガイド原稿の翻訳、作成に係る経費。
	権利等使用料	・著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ等。 ・ネット配信を行う場合の使用料も含む。 ・舞台に直接係る経費に限る（プログラム等の物販にかかる使用料は計上不可）。

文芸費	企画制作料	・事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象。
	会場使用料	・自己が所有又は管理する会場については計上不可。 ・独立行政法人日本芸術文化振興会に支払う経費は計上不可。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料は計上可。
	付帯設備使用料	・野外で行う公演の場合に、雨天時用でおさえている会場の経費については、実際に使用しなかった場合には対象とならない。
会場費	稽古場借料	・自己が所有又は管理する稽古場の借料は計上不可。 ・定期的な練習・個人の稽古は除く。 ・独立行政法人日本芸術文化振興会に支払う経費は計上不可。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る稽古場借料等は計上可。 ・本番会場で行う仕込みからゲネプロまでに係る借料は会場使用料に計上すること。 ・事務所と一体となった稽古場を一定期間借上げしている場合は床面積で按分すること。
	大道具費	・大道具、小道具、人形の製作・修繕に係る材料費、借用費、外注費等。 ・応募団体のスタッフについては舞台スタッフ費に計上すること。
	小道具費	
舞台費	人形製作費	
	舞台スタッフ費	・大道具、小道具、人形の製作、修繕、設営に係る人件費。 ・【伝統芸能】働き、狂言方、附打等含む。
	衣装費・装束料	・衣装や装束の製作、修繕に係る材料費、借用費、外注費等。 ・応募団体のスタッフについては衣装スタッフ費に計上すること。
	衣装スタッフ費	・衣装の製作、修繕に係る人件費。
	履物費	・履物に係る人件費、借料、購入費等。
	かつら(床山)費	・かつら(床山、ウィッグ)に係る人件費、借料、購入費等。
	メイク・ヘアメイク費	・メイク、ヘアメイクに係る人件費、借料、購入費等。プラン料を含む。
	照明費	・舞台上で実際に使用する照明に係る費用(プラン料は文芸費に計上すること)。
	照明スタッフ費	・上記スタッフ人件費
	音響費	・舞台上で実際に使用する音響に係る費用(プラン料は文芸費に計上すること)。
	音響スタッフ費	・上記スタッフ人件費
	映像費	・舞台上で実際に使用する映像に係る費用(プラン料は文芸費に計上すること)。
	映像スタッフ費	・上記スタッフ人件費
	特殊効果費	・舞台上で実際に使用する特殊効果に係る費用(プラン料は文芸費に計上すること)。
	特殊効果スタッフ費	・上記スタッフ人件費
	機材借料	・上記以外の機材に係る借料(障害者対応に係る経費を含む)。
	字幕費・音声ガイド費	・字幕や音声ガイドに要する機材に係る借料及び人件費(障害者対応に係る経費を含む)。

運搬費	道具運搬費	・ 本番会場への搬入(仕込み)及び搬出(ばらし)に係る運搬。																																																																																																				
	楽器運搬費																																																																																																					
謝金	原稿執筆謝金	・ プログラム等の原稿執筆に係る費用。																																																																																																				
	翻訳謝金	・ 点字を含む。																																																																																																				
	会場整理員謝金	・ 会場整理を行う者に係る費用。																																																																																																				
	託児謝金	・ 来場者向け。																																																																																																				
	医師・看護師謝金	・ 来場者向け。																																																																																																				
	講演謝金	・ 来場者向け。																																																																																																				
	手話通訳謝金	・ 来場者向け含む。 ・ アテンド（日常生活等）に係る経費は計上不可。																																																																																																				
	通訳謝金	・ 来場者向け含む。 ・ アテンド（日常生活等）に係る経費は計上不可。																																																																																																				
	要約筆記謝金	・ 要約の執筆に係る費用。																																																																																																				
旅費	交通費	・ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間が対象。 ・ 航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）、タクシー代は原則計上不可。																																																																																																				
	宿泊費	・ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間が対象。 ・ 下記別表①の宿泊費基準額を上限とした実費。 ・ 食事代は除く。																																																																																																				
	別表①宿泊費基準額																																																																																																					
	<table><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr><tr><td>北海道</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>青森県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>山形県</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>福島県</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>17,000 円</td></tr><tr><td>東京都</td><td>21,000 円</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>富山県</td><td>11,000 円</td></tr></table>	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	北海道	15,000 円	青森県	12,000 円	岩手県	10,000 円	宮城県	12,000 円	秋田県	11,000 円	山形県	10,000 円	福島県	9,000 円	茨城県	11,000 円	栃木県	11,000 円	群馬県	12,000 円	埼玉県	16,000 円	千葉県	17,000 円	東京都	21,000 円	神奈川県	16,000 円	新潟県	16,000 円	富山県	11,000 円	<table><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr><tr><td>石川県</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>福井県</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>山梨県</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>長野県</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>岐阜県</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>三重県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>滋賀県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>京都府</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>16,000 円</td></tr><tr><td>兵庫県</td><td>17,000 円</td></tr><tr><td>奈良県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>和歌山県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>鳥取県</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>島根県</td><td>12,000 円</td></tr></table>	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	石川県	10,000 円	福井県	10,000 円	山梨県	13,000 円	長野県	13,000 円	岐阜県	13,000 円	静岡県	12,000 円	愛知県	12,000 円	三重県	12,000 円	滋賀県	11,000 円	京都府	20,000 円	大阪府	16,000 円	兵庫県	17,000 円	奈良県	12,000 円	和歌山県	11,000 円	鳥取県	9,000 円	島根県	12,000 円	<table><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr><tr><td>岡山県</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>広島県</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>山口県</td><td>9,000 円</td></tr><tr><td>徳島県</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>香川県</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>愛媛県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>高知県</td><td>12,000 円</td></tr><tr><td>福岡県</td><td>17,000 円</td></tr><tr><td>佐賀県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>長崎県</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>14,000 円</td></tr><tr><td>大分県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>宮崎県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>鹿児島県</td><td>11,000 円</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td>12,000 円</td></tr></table>	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	岡山県	14,000 円	広島県	14,000 円	山口県	9,000 円	徳島県	10,000 円	香川県	15,000 円	愛媛県	12,000 円	高知県	12,000 円	福岡県	17,000 円	佐賀県	11,000 円	長崎県	13,000 円	熊本県	14,000 円	大分県	11,000 円	宮崎県	11,000 円	鹿児島県	11,000 円	沖縄県
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																					
北海道	15,000 円																																																																																																					
青森県	12,000 円																																																																																																					
岩手県	10,000 円																																																																																																					
宮城県	12,000 円																																																																																																					
秋田県	11,000 円																																																																																																					
山形県	10,000 円																																																																																																					
福島県	9,000 円																																																																																																					
茨城県	11,000 円																																																																																																					
栃木県	11,000 円																																																																																																					
群馬県	12,000 円																																																																																																					
埼玉県	16,000 円																																																																																																					
千葉県	17,000 円																																																																																																					
東京都	21,000 円																																																																																																					
神奈川県	16,000 円																																																																																																					
新潟県	16,000 円																																																																																																					
富山県	11,000 円																																																																																																					
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																					
石川県	10,000 円																																																																																																					
福井県	10,000 円																																																																																																					
山梨県	13,000 円																																																																																																					
長野県	13,000 円																																																																																																					
岐阜県	13,000 円																																																																																																					
静岡県	12,000 円																																																																																																					
愛知県	12,000 円																																																																																																					
三重県	12,000 円																																																																																																					
滋賀県	11,000 円																																																																																																					
京都府	20,000 円																																																																																																					
大阪府	16,000 円																																																																																																					
兵庫県	17,000 円																																																																																																					
奈良県	12,000 円																																																																																																					
和歌山県	11,000 円																																																																																																					
鳥取県	9,000 円																																																																																																					
島根県	12,000 円																																																																																																					
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																					
岡山県	14,000 円																																																																																																					
広島県	14,000 円																																																																																																					
山口県	9,000 円																																																																																																					
徳島県	10,000 円																																																																																																					
香川県	15,000 円																																																																																																					
愛媛県	12,000 円																																																																																																					
高知県	12,000 円																																																																																																					
福岡県	17,000 円																																																																																																					
佐賀県	11,000 円																																																																																																					
長崎県	13,000 円																																																																																																					
熊本県	14,000 円																																																																																																					
大分県	11,000 円																																																																																																					
宮崎県	11,000 円																																																																																																					
鹿児島県	11,000 円																																																																																																					
沖縄県	12,000 円																																																																																																					
	宿泊手当	※令和8年度までの「日当」に相当する経費 ・ 宿泊を伴う活動に必要な諸雑費に充てるための費用。 ・ 宿泊を伴う場合のみ計上可。 ・ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間が対象。 ・ 上限金額：2,400 円（1 人 1 日当たり）																																																																																																				
宣伝・印刷費	広告宣伝費	・ 新聞・雑誌・駅等への宣伝掲載、宣伝デザインに係る費用。																																																																																																				
	入場券等販売手数料	・ 入場券を販売委託する際に係る販売手数料。																																																																																																				
	案内状送付料	・ 案内状等の発送に係る経費。																																																																																																				

宣伝・印刷費	プログラム印刷費	・プログラムの印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
	台本印刷費	・台本の印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
	入場券印刷費	・入場券の印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
	チラシ印刷費	・チラシの印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
	ポスター印刷費	・ポスターの印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
	アンケート用紙印刷費	・アンケート用紙の印刷に係る費用（デザイン、点字に係る経費を含む。）。
記録・配信費	記録用録音録画・編集費	・録画・録音等による公演の記録に係る費用。 ・ダイジェスト映像の作成に係る費用は計上不可。
	写真費	・写真撮影等による公演の記録に係る費用。
	配信用録音録画・編集費	・公演（全編）のネット配信を行う場合の費用。 ・宣伝を目的とするダイジェスト映像に係る費用は計上不可。
	配信用機材借料	
	配信用サイト作成・利用料	・公演（全編）のネット配信を行う場合に専門の配信サイトを作成、利用する費用（自主運営のウェブサイトのサーバー利用料や通信料等は計上できない。）。

活動の支出予算に記入できない経費

(ア)	事務運営管理に関する経費 ☐ 事務所維持費 ☐ 事務職員給与 ☐ 振込手数料・代引手数料等 ☐ 電話代 ☐ ウェブサイト作成費・運営費（応募活動以外に係るもの） ☐ 予備費 等
(イ)	団体の財産になり得る物の購入や製作経費 ☐ 楽器・楽譜購入費 ☐ 事務機器・事務用品等の購入・借用費 ☐ 書籍・CD等資料購入費 ☐ 備品等購入費 等
(ウ)	行政機関に支払う手数料等 ☐ 印紙代 ☐ ビザ取得経費 等
(エ)	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 ☐ 交際費・接待費 ☐ レセプション・パーティー等に係る経費 ☐ 打ち上げ費 ☐ ケータリング等飲食に係る経費 ☐ 記念品代 等
(オ)	(ア)～(エ)のほか、団体の自主財源により賄うべき経費 ☐ オーディション経費 ☐ コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ☐ 自ら設置または管理する会場施設の使用料 ☐ 定期的な練習のための稽古場借料 ☐ 取材・会議等に係る経費 ☐ 稽古のための楽器演奏謝金 ☐ ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く） ☐ 当振興会へ支払う経費（会場・稽古場の使用に係る経費等は除く） ☐ 各種保険料 等

(注) これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点

（１）関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に公演会場施設内で行うもので助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

（２）稽古に係る費用

稽古部分に係る経費は基本的に対象となりませんが、本活動に直接的に係る稽古（定期的な練習、個人の稽古は除く）に使用する稽古場借料は対象となります。

（３）複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、１つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

（４）大道具・借用物等の納品時に係る送料・運搬費

音楽費に計上される楽譜・楽器借料及び舞台費に計上される大道具・小道具・衣装・機材等の納品時に係る送料・運搬費はそれぞれ音楽費、舞台費に含めて計上可能です。ただし、一度納品された後の運搬費用は楽器運搬費、道具運搬費に計上してください。

【総表】

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

令和9年度 芸術文化振興基金
助成金 交付 要望 書

応募日時点の情報を記入してください。

団体名・住所・代表者役職・代表者名は**定款・団体規約等に定めた内容**を記入してください。※最新の情報が、定款等の記載と異なる場合には、定款等と併せて確認できる資料（登記事項証明書等）をご提出ください。

応募日時点の情報を記入してください。

交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		現代舞台芸術創造普及活動・音楽 OR 伝統芸能・大衆芸能の公開活動				ジャンル		オペラ		
団体情報	郵便番号	102		8656		該当するものをプルダウンから選択。				
	団体住所 (所在地)	東京都		千代田区隼町4-1 ○△□ビル3階						
	(フリガナ)	マルサンカクシカク								
	団体名	一般社団法人 ○△□								
	代表者役職名	代表理事								
	代表者氏名	丸角 四郎								
電話番号	**-*****-****									
担当者情報	担当部署・所属	制作部			担当者電話番号	**-*****-****				
	(フリガナ)	カクタ サブロー			時間外連絡先	**-*****-****				
	氏名	角田 三郎			担当者E-mail (書類送付先)	****@***.***.***.jp				
活動内容	(フリガナ)	ダイゴジュッカイコウエン マルサンカクシカク								
	活動名	第50回公演「○△□」								
	実施時期及び 実施場所	番号	開始日	曜	終了日	曜	実施会場 (都道府県・市区町村)			
			2027/7/1	木	2027/10/20	水	○○劇場 (東京都 千代田区) 外2件			
		①	2027/7/1	木	2027/7/5	月	○○劇場 東京都 千代田区			
		②	2027/9/1	水	2027/9/6	月	○△ホール 愛知県 名古屋市中			
		③	2027/10/15	金	2027/10/20	水	□□シアター 大阪府 大阪市			
		④								
		⑤								
		⑥								
		⑦								
		⑧								
		⑨								
		⑩								
		⑪								
⑫										
⑬										
⑭										
⑮										
活動の収支	助成金要望額 (定額) * 単位: 千円					(◆) 2,000千円				
	収入の区分		金額 (千円)			支出の区分		金額 (千円)		
	入場料収入		#,###			出演費		#,###		
	配信等収入		###			助成金算定基礎経費の合計額 (★) 及び助成対象経費総額		###		
	ワークショップ・シンポジウム等収入		###			(◎) によって、助成金要望額が異なりますので、該当する助成金額の区分の額を選択してください。		#,###		
	共催者負担金		#,###					#,###		
	補助金・助成金		#,###			舞台費 ②		#,###		
	寄付金		#,###			運搬費 ③		#,###		
	プログラム等売上収入		###			謝金		###		
	協賛金		###			旅費		###		
	広告料・その他		###			宣伝・印刷費		###		
						記録・配信費		###		
	収入合計 (イ)		#,###			助成金算定基礎経費 合計額 (①+②+③)		(★) #,###		
	自己負担金 (ロ)		###			助成対象経費 小計 (A)		#,###		
						消費税等仕入控除税額 (B)		###		
収入総額 (イ+ロ)		#,###			助成対象経費 合計 (A-B)		(◎) #,###			

※氏名の記入については、旧氏を使用できます。

【団体概要】						
フリガナ	マルカク シロ	代表者役職名		代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。	
団体名	一般社団法人 ○△□			フリガナ	マルカク シロ	
郵便番号	102	—	8656	代表者氏名	丸角 四郎	
住所	東京都千代田区隼町4-1			電話	**-****-****	
団体の種類	一般社団法人			[その他の法人の場合は具体的な種類名を記入]		
団体設立年月	20**/**		法人設立年月	20**/**		法人番号
団体の事業目的	・【総表】の内容が表示されます。 ・要望書提出後に住所を変更される場合は、必ずご連絡ください。 今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。					
団体の将来像	常勤の役員、事務職員、技術職員、経理担当者及び監査担当者についてそれぞれの人数を記入し、主な役職員は氏名まで記入してください。また、欄内に収まるように記入してください。					
組 織	役 職 員			団体構成員及び加入条件		
	代表理事	〇〇〇〇		〔団体構成員〕		
	理事	〇〇〇〇		(1) 団体構成員（維持会員は除く）		
監事	〇〇〇〇		個人 **人（委員・会員**人）、団体数**			
事務局長	〇〇〇〇		(2) 主な構成員			
事務職員	〇〇〇〇	他*名	〇〇〇〇、〇〇〇〇、団体構成員の人数、主な実演家の氏名を記入してください。			
	経理担当者	〇〇〇〇	〔加入条件〕			
	監査担当者	〇〇〇〇（〇〇会計事務所）	経理担当者及び監査担当者は記入必須です（監査担当者は団体代表者、経理担当者との兼務は不可）。担当者が外部の者である場合には所属先をカッコ書きしてください。			
沿 革	設立から現在までの組織の変遷、これまでにを行った主な活動等を記入してください。			・ 団体に対する補助金・助成金がある場合には、交付者の名称及び金額を記入してください。複数ある場合には、金額を合算してください。		
	・ 決算期ごとに、総収入に団体の総収入額を、総支出に団体の総支出額を記入してください。収支差は自動で表示されます。			・ 個別の活動に対する補助金・助成金等については、活動実績の各活動の欄に記入してください。		
財務状況	決算期	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)
	R6年1月～R6年12月	** , ***千円	** , ***千円	△***千円	〇〇基金 ●●県補助金	*, ***千円
	R7年1月～R7年12月	** , ***千円	** , ***千円	***千円	△△市補助金	*, ***千円
	R8年1月～R8年12月（見込み）	** , ***千円	** , ***千円	***千円	■市補助金	*, ***千円

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

【活動実績】 令和5年11月～令和8年11月の国内・海外における活動実績（開催済みの公演）を記入してください。							
国内公演					応募日時点の情報を記入してください。		
開催時期	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	活動に対する 助成金・補助金名	金額 (千円)
令和5年度	主催	〇〇定期公演	10	1,200	4,000千円		
令和5年8月	主催	〇〇地方巡回公演	30	4,000	15,000千円	●●県補助金	2,000千円
令和6年度	主催	〇〇定期公演（うち2回中止）	10	1,500	4,000千円	芸術文化振興基金 ●●市補助金	5,000千円
		プルダウンから選択。					
令和7年9月	依頼	〇〇地方公演	5	800	—		
令和7年12月	主催	〇〇特別公演	4	500	3,000千円		
令和8年度	主催	〇〇定期公演	10	1,500	4,000千円	芸術文化振興基金	1,000千円
令和8年度	主催	〇〇地方巡回公演	30	3,000	13,000千円	●●県補助金 外5件	4,000千円
令和8年10月	依頼	〇〇ホール公演	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した国内公演、海外公演について、活動名、公演回数、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・「活動に対する助成金・補助金名」「金額」には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください（応募分野以外の公演は記載しないでください）。 ・「活動に対する助成金・補助金名」には、分かる範囲で記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							
海外公演							
開催時期	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	活動に対する 助成金・補助金名	金額 (千円)
令和7年7月	主催	〇〇ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000千円	文化庁文化芸術振興費補助金（舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流））	2,000千円

【個人略歴】							
芸術上の中核者【必須】							
氏名	フリガナ	マルカク シロウ	本名（旧氏使用可） を記入。	フリガナ	マルノ ダイキチ	生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎		芸名等	丸野 大吉		
団体所属有無	応募団体に所属している場合は○		○	役職名	芸術監督		
専門分野	演出						
職歴・芸術団体所属歴・ 主な芸術活動歴・受賞歴等	応募団体に所属している場合は○印を選択してください。 また、役職名を記入してください。 *****年**月 「○○」（○△□）を演出 *****年**月 「○○○」（○○座）を演出 *****年**月～*****年**月 ○○協会所属 *****年**月 「○○○」（○○ホール）を演出 *****年**月～*****年**月 ○○にて在外研修 *****年**月 ○○芸術祭にて「○○」（○△□）を演出 *****年**月～ ○○大学講師 *****年**月 第*回○○賞新人賞受賞 *****年**月 第*回○○○賞受賞			・1名は記入必須です。当該分野での実演家・芸術家等（芸術監督・プロデューサー等）であることが必要となります。 ・必要に応じて、2人目を記入することも可能です。[任意]			
	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴及び受賞歴等を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						
芸術上の中核者【任意】							
氏名	フリガナ			フリガナ		生年月	
	本名			芸名等			
団体所属有無	応募団体に所属している場合は○			役職名			
専門分野							
職歴・芸術団体所属歴・ 主な芸術活動歴・受賞歴等							

※ A 4判1枚に収まるように作成してください。

個人略歴は、**芸術上の中核者**を記入してください〔1名は必須。最大2名まで記入可能です〕。
枚数の超過は審査資料として認められません。

【個表】									
団体名			一般社団法人　○△□			活動名		第50回公演「○△□」	
本活動の企画意図及び目標									
①　14pt・7行以内（別紙不可）									
本活動の観客層拡充に関する取組									
②　14pt・4行以内（別紙不可）									
実施時期									
番号	仕込み	デネプロ	公演日（開始日・終了日）		開演時間	ばらし	実施回数	実施会場（所在地）	
①	6/28-6/29	6/30	2027/7/1（木）	2027/7/5（月）	14:00/19:00	7/5	10回	○○劇場（東京都千代田区）	
②	8/29-8/30	8/31	2027/9/1（水）	2027/9/6（月）	15:00/19:00	9/6	7回	○△ホール（愛知県名古屋市中区）	
③	10/13	10/14	2027/10/15（金）	2027/10/20（水）	13:00/18:00	10/21	11回	□○シアター（大阪府大阪市）	
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									
⑪									
⑫									
⑬									
⑭									
⑮									
計							28回	3ヶ所	
本活動の内容									
作品内容　再演　その他（　　）									
応募する区分によって異なります。									
④　14pt・35行以内									
セル内で改行する場合は「ALT」キーを押しながら、「ENTER」キーを押してください。									
共催者・共同制作者名とその役割									
団体名：○○ホール　役割：共催　○○ホールとのフランチャイズ契約に基づく、稽古場借料、会場費の減免。チケット販売協力。									
団体名：○○財団　役割：共催　負担金拠出（助成対象とならない旅費・宿泊費に対する負担金）									
団体名：○○○○　役割：共同制作（演出担当）									
後援・助成・協賛者名等とその役割									
団体名：○○大使館　役割：後援　名義使用									
団体名：○○○○財団　役割：助成　助成金拠出（申請中）									
団体名：○○県　役割：助成　○○○○補助金（申請中）									
配信の実施予定および期待される効果（想定する観客層を含む）									
・配信期間：○○～○○									
・視聴料金：○○円									
・想定される観客層：○○○○、△△									
・期待される効果：○○○○○○○○○○○○○○○○○○									
⑦　14pt・5行以内									
助成金を得ることで期待できる効果									
助成金を得ることで活動をどう充実させることができるか等、助成金の必要性について記入してください。									
⑧　14pt・5行以内									
継続して助成を受けている団体については、令和9年度にも助成を受けることでどのような成果や変化が期待できるかを明記してください。									
特記事項									
本活動の演目について、以下に該当するものを記入									
・直近3か年（今年度を含む）の上演実績									
・今後の再演予定									
〔国内/海外・時期・場所・回数・主催/依頼〕									
・その他									
今後の再演予定									
令和○○年○月○日　再演予定　場所：○○劇場（東京都千代田区豊洲）　回数：○回　主催公演／依頼公演									
第**回○○賞　最優秀作品賞　受賞（平成**年）									
○○新聞（令和○○年○月○日　掲載）									
⑨　14pt・4行以内									
参考資料URL　http:// com									

番号	項 目	記 入 要 領
①	本活動の企画意図 及び目標 ※ 別紙不可	音楽 P. 41 舞踊 P. 42 演劇 P. 43～44 伝統・大衆 P. 45～46 ・ <u>各分野の記入要領をご覧ください。</u>
②	本活動の観客層 拡充に関する取組 ※ 別紙不可	・ 本活動における<u>観客層拡充に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
③	実施時期・実施回数・実施会場（所在地）	・ <u>仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数を入力</u>してください（公演日及び実施会場は【総表】よりデータが参照されます）。 ・ 開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・ 巡回公演や定期公演、定席公演、フェスティバルなど複数日程・会場で行われる活動で、用意されている行数（15行）を超えて行われる場合は、全ての日程・会場についての詳細を個表別紙に記載してください。 ・ 学校公演の場合は、その対象を明記してください（例：小学生対象、学校関係者のみ、一般公開あり等）。 ・ 児童・生徒等を対象として学校等を巡回して実施する活動については、見込み段階の内容や状況、今後の活動内容・実施会場の決定過程等を、可能な限り記入してください。
④	本活動の内容	音楽 P. 41 舞踊 P. 42 演劇 P. 43～44 伝統・大衆 P. 45～46 ・ <u>各分野の記入要領をご覧ください。</u>
⑤	共催者・共同制作者名とその役割	・ <u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入</u>してください。 ・ 共催者負担金など使途が限定されている場合は、その内容についても記入してください。 ・ 共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。 ・ 書き切れない場合は、主要なものを記入してください。
⑥	後援・助成・協賛者名等とその役割	・ <u>活動に対する後援者・協賛者等の具体的な役割（名義使用、助成金・補助金抛、会場費減免 等）を記入</u>してください。 ・ 申請中の場合は「(申請中)」と記入してください。 ・ 書き切れない場合は、主要なものを記入してください。
⑦	配信の実施予定及び期待される効果(想定する観客層を含む)	・ 公演（全編）のネット配信を行う場合は記入してください。 ・ 有料（料金）/無料の別や実施期間等を必ず記入してください。 また、想定される対象や期待される効果についても併せて記入してください。

⑧	助成金を得ることで期待できる効果	・助成金を得ることで活動をどう充実させることができるか等、助成金の必要性について記入してください。 ・継続して助成を受けている団体については、令和9年度にも助成を受けることでどのような成果や変化が期待できるかを明記してください。
⑨	特記事項	・<u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンで選択し、内容を記入してください。</u> [直近3か年の上演記録／今後の再演予定／その他] ・<u>応募活動の内容を把握する上で参考となる資料（映像等）があれば、ウェブサイト等の URL を記入してください。</u>

音樂

【記入例／オーケストラ・室内楽など】

曲目：〇〇〇〇 指揮：〇〇〇〇 ソリスト：〇〇〇〇 ……

【記入例／オペラ】

舞台監督：〇〇〇〇（〇〇株式会社、東京）

舞踊

【記入例】

-42-

	項 目	記 入 要 領
①	本活動の 企画意図 及び目標 ※別紙 不可	・本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、<u>具体的かつ簡潔に記入</u>してください。演出意図については、この欄に記入してください。 ・「<u>新演出</u>」、「<u>再演</u>」、「<u>フェスティバル</u>」の場合は、④「本活動の内容」の記入要領に記載した着眼点（次の項目参照）を踏まえて、<u>これまでに実施した活動に対してどのような新しさや改善があるのか、具体的に記入</u>してください。 ※必ず当該活動について記入してください。作品のあらすじについては④「本活動の内容」の欄に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。 ※応募後に変更することはできません。 ※無料公演の場合は、無料にする意図についても記載してください。
④	本活動 の内容 (演目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等)	・<u>該当する作品内容を全てプルダウンから選択</u>してください。 ・<u>必ず活動内容を具体的に記入</u>してください。 ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません（団体概要に記入欄があります）。あくまでも今回応募している作品について、その内容が分かるように記入してください。 ・タイトルが本決定ではない場合（仮）と入れてください。 ・作品の概要（構成や演出、ストーリーのある作品の場合はあらすじ等）を具体的に記入してください。 ・複数の演目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・<u>経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入</u>してください。 ・翻訳作品には、<u>必ず翻訳者名を記載</u>してください。 ・未定の場合は、「〇〇役△△△△（未定）」とし、配役決定時期を記載してください。 ・客演、外部スタッフの場合は氏名の後にその所属団体及び所在地（都市名）を記入してください。 ・欄内に記入しきれない場合は、個別別紙（A4判）に記入してください（書式自由）。 ・「<u>創作初演</u>」、「<u>新演出</u>」、「<u>翻訳初演</u>」、「<u>再演</u>」、「<u>フェスティバル</u>」について、<u>以下のよう</u> <u>な点に着目して企画内容の審査が行われます。</u> ＜創作初演の着眼点＞ 当該活動のために新たに書き下ろされたオリジナル作品の舞台化であるか。又は、小説や随筆等の原作があるものからの舞台化、あるいは翻案した作品であるか。 ＜新演出の着眼点＞ 他団体で上演歴のある既存戯曲を当該団体の企画として行う活動であるか。又は、当該団体で上演歴のある既存戯曲の企画内容を刷新して取り組む活動（改訂を含む）であるか。 ＜翻訳初演の着眼点＞ 日本に初めて紹介する海外の作品であるか。又は、新たな翻訳により行う活動であるか。 ＜再演の着眼点＞ 初演時からの変更について具体的なプランがあり、そのプランに新たな解釈や創意工夫、改善等初演で達成できなかった内容の芸術的向上を目指す取組が認められる活動であるか。又は、新たな公演地で実施するなど、普及に資する取組が認められる活動であるか。 ＜フェスティバルの着眼点＞ 芸術水準の向上や、地域との関わりにおいて、新たな取組が認められるフェスティバルであるか。当該フェスティバルにおいて、合同公演等の実施や、参加団体全体に刺激を与えるような多様な団体構成、創作種別（創作初演、新演出、再演等）のバランスの良さが認められるか。 ・ワークショップや講演会等、<u>搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に公演会場施設内で行う、関連がある主催事業があれば記入</u>してください。

記 入 例

本活動の内容（演目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

〔創作初演、新演出、翻訳初演、再演、フェスティバル、その他（ ）〕

↑ 該当する作品内容を全てプルダウンから選択してください。

演目：「〇〇〇〇」

[illegible]

脚本：○○○○　演出：○○○○　振付：○○○○
出演：○○○○○○級　○○○○　○○○○（劇団○○　志志）

出演：〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、〇〇〇〇（劇団〇〇、東京）
〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、〇〇〇〇
〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、〇〇〇〇 他〇〇名

〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、〇〇〇〇 他〇〇名

舞台美術デザイン：〇〇〇〇 照明プラン：〇〇〇〇 音響プラン：〇〇〇〇
 舞台監督：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇） 上演者：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇）

舞台美術デザイン：〇〇〇〇 照明プラン：〇〇〇〇 音響プラン：〇〇〇〇
 舞台監督：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇） 上演者：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇）

舞台美術デザイン：〇〇〇〇 照明プラン：〇〇〇〇 音響プラン：〇〇〇〇
 舞台監督：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇） 上演者：〇〇〇〇（株式会社 〇〇〇）

舞台監督：〇〇〇〇（〇〇株式会社、東京） 大道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京）
小道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京） 衣裳：〇〇〇〇（有限会社〇〇〇〇、大阪）

舞台監督：〇〇〇〇（〇〇株式会社、東京） 大道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京）
小道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京） 衣裳：〇〇〇〇（有限会社〇〇〇〇、大阪）

小道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京） 衣裳：〇〇〇〇（有限会社〇〇〇〇、大阪）

小道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京） 衣裳：〇〇〇〇（有限会社〇〇〇〇、大阪）

かつら：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、京都）

※ワークショップ：「〇〇〇〇〇〇〇〇」 講師：〇〇〇〇（演出家・大阪府） 定員：〇〇名 参加費：〇〇円

日時：○月○日 ○時～ 会場：○△ホール大講義室

伝統芸能・大衆芸能の公開活動

番号	項 目	記 入 要 領
①	本活動の企画意図及び目標 ※別紙不可	・ <u>本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、具体的かつ簡潔に記入してください。</u> ※必ず当該活動について記入してください。作品の概要・あらすじについては④「本活動の内容」の欄に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。 <u>※応募後に変更することはできません。</u> ※無料公演の場合は、無料にする意図についても記載してください。
④	本活動の内容 (演目、テーマ・内容、主な出演者、主なスタッフ等)	・ 該当する芸能種別を具体的に記入してください。 ・ 複数の演目・曲目がある場合は、<u>作品ごとに、出演者・スタッフを記入</u>してください。 ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません(団体概要に記入欄があります)。あくまでも今回事業している作品について、その内容が分かるように記入してください。 ・ <u>経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入</u>してください。 ・ 定期公演・複数回公演等で欄内に記入しきれない場合のみ、個表別紙(A4判)に記入してください(書式自由)。 ・ <u>ワークショップや講演会等、搬入(仕込み)から搬出(ばらし)までの期間に公演会場施設内で行う、関連がある主催事業があれば記入</u>してください。

【記入例／伝統芸能】

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

(芸能種別)「〇〇〇〇」

※ 芸能種別は、雅楽、声明、能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、邦楽（琵琶、尺八、箏曲、地歌、長唄、義太夫節など）、邦舞（歌舞伎舞踊、上方舞、琉球舞踊）など具体的に記入してください。

演目「〇〇〇〇〇」

※ 演目や曲目は、従来のチラシなどの記述に準じて可です。

例：管弦「〇〇」、舞楽「〇〇」、能「〇〇」□□（小書）、狂言「〇〇」、
歌舞伎や人形浄瑠璃「〇〇〇〇〇」□□（段・場）、通し狂言「〇〇〇」□□・□□・□□（段・場）
箏曲「〇〇」、地歌「〇〇」、〇〇節「□□□」など

出演者：シテ〇〇〇〇、ワキ〇〇〇〇、笛〇〇〇〇、小鼓〇〇〇〇 など

〇〇役〇〇〇〇、〇〇役〇〇〇〇、〇〇役〇〇〇〇など

箏〇〇〇〇、浄瑠璃〇〇〇〇、三味線〇〇〇〇など

スタッフ：脚本〇〇〇〇、演出〇〇〇〇、振付〇〇〇〇、作曲・作調〇〇〇〇など

※ 複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、出演者・スタッフを記入してください。

※ スタッフは、特に必要でない場合は記入しなくても構いません。ただし創作初演及び下記の特別な工夫による再演の場合は、関わる専門家を明記してください。

あらすじ：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※ 古典作品の再演の場合は原則として不要です。

※ 特別な演出や内容など新しい工夫によって上演する場合は、その概要及び関係者（演出、振付、作曲、舞台美術など）を以下の
ように記入してください。

例：今回の新工夫　　従来は〇〇だが、今回、新たに〇〇を加えて～～

新工夫の関係者 演出〇〇〇、振付〇〇〇、作詞〇〇〇、作曲〇〇〇、作調〇〇〇、美術〇〇〇など

※ワークショップ：「○○○○○○○○」 | 講師：○○○○（演出家・大阪府） 定員：○○名 参加費：○○円

日時：○月○日 ○時～ 会場：○△ホール大講義室

【記入例／大衆芸能】

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

(芸能種別)「〇〇〇〇」

※ 芸能種別は、落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽など具体的に記入してください。

出演者：〇〇〇役〇〇〇、〇〇〇役〇〇〇 他

スタッフ：脚本〇〇〇、演出〇〇〇、振付〇〇〇、作曲〇〇〇、作詞〇〇〇

※ 必要に応じて記入してください。複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、出演者・スタッフを記入してください。

あらすじ：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※ 古典作品の再演以外は必ず主題・企画意図などを説明してください。

※ 寄席定席などのように、伝統的に上演演目を当日決めるものは、出演予定者を、それぞれの芸能種別をつけて記入してください。

例：落語〇〇〇〇、漫才〇〇〇〇、浪曲〇〇〇〇、漫才〇〇〇〇など

※ワークショップ：「○○○○○○○○」 講師：○○○○（演出家・大阪府） 定員：○○名 参加費：○○円

日時：○月○日 ○時～ 会場：○△ホール大講義室

【収入予算】		単価は消費税を含む金額を入力してください。		水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。		
団体名	一般社団法人 ○△□	活動名	第50回公			
収入合計（千円）		#,###				
①						
区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）
収 入	入場料収入					
	会場情報					
	会場が複数の場合は選択→					
	会場名 ○○					
	会場の席数（定員） 1,000					
	売止席数 50 席					
	使用席数 950 席					
	公演回数 10 回					
	販売枚数（b） #,###					
	入場者数（c） #,###					
	使用席数 × 公演回数（a） 9,500					
	有料入場率（b/a） ##,##%					
	入場率（c/a） ##,##%					
	入場券内訳					
	券種	単価/円（税込）	×	枚数	単価 × 枚数	小計（千円）
	S席	#,###	×	###	#,###,###	#,###
	A席	#,###	×	###	###,###	
	B席	#,###	×	###	###,###	
	学生席	#,###	×	###	###,###	
	会員席	#,###	×	###	###,###	
				0		
				0		
				0		
				0		
招待券枚数 0 × ###枚						
小計 #,###,###						
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→ -##,###						
合計 #,###,###						
配信収入						
有料オンライン配信チケット #,###円 × ###人 ###,###						
③						
その他の収入						
活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入						
ワークショップ ④ ###,###						
共催者負担金						
○○財団負担金 #,###,###						
⑤						
補助金・助成金						
○○補助金（申請中） #,###,###						
○○財団助成金（申請予定） #,###,###						
寄付金						
寄付金 ○○社 ###,###						
クラウドファンディング（実施予定） #,###,###						
プログラム等売上収入						
プログラム売上 ###円 × #,###部 ###,###						
⑥						
協賛金						
協賛金 ○○社 ⑦ ###,###円 × ##社 ###,###						
⑧						
広告料・その他の収入						
パンフレット広告料 ###,###						
⑧						

番号	項 目	記 入 要 領
①	内訳 内訳詳細 金額（円）	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。入場料無料の場合でも、想定している入場者数等を必ず記入してください。 ・「会場の席数（定員）」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です（使用席数＝会場の席数－売止席数）。 ・「会場の席数（定員）」には、会場の最大収容人数を記入してください。 ・売止席数には、使用しない（観客等が着席しない）席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数（公演会場における全ステージ分）を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 <u>（例：差額が1万円の場合「-10,000」とすること）</u> ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。
④	活動に附帯する ワークショップ・ シンポジウム等 収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ※<u>助成対象となるのは活動の搬入（仕込み）から搬出（ばらし）の期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみです。</u>
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金	・<u>共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上</u>してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は【寄付金】欄に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※補助金・助成金の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」、寄付金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」、クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」と状況も記載してください。 ・<u>本助成金（芸術文化振興基金）は記入しないでください。</u>
⑥	プログラム等 売上収入	・助成対象活動<u>以外</u>のプログラム・DVDや団体グッズ等の売上は<u>計上不要</u>です。
⑦	協賛金	・協賛金は、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※「交渉予定」「交渉中」「決定済」と状況も記載してください。
⑧	広告料・その他の 収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑨	小計（千円）	・千円単位（千円未満は切捨て）とします。

入場料合計（円）		#, ###, ###	
公演回数合計	28 回	総使用席数(a)	4,350 席
販売枚数合計(b)	##, ### 枚	有料入場率(b/a)	##, %
入場者数合計(c)	##, ### 枚	入場率(c/a)	##, %
			1

公演日		2027/07/01～2027/07/05	
会場名	〇〇劇場		
会場の席数(定員)	200 席	売止席数	0 席
使用席数	200 席	公演回数	10 回
使用席数×公演回数(a)	2,000		
販売枚数(b)	##, ### 枚	有料入場率(b/a)	##, %
入場者数(c)	##, ### 枚	入場率(c/a)	##, %
販売枚数+招待券枚数	入場券内訳		
券種	単価/円(税込)	×	枚数 単価×枚数
一般	#, ###	×	#, ### #, ###, ###
大学生	###	×	### ###, ###
高校生以下(無料)	0	×	#, ### 0
市民割引、特別会員	#, ###	×	### ###, ###
		×	0
		×	0
		×	0
招待券枚数	×		### 枚
小計			#, ###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→			-###, ###
合計			#, ###, ###
			3

公演日		2027/10/15～2027/10/20	
会場名	□□シアター		
会場の席数(定員)	180 席	売止席数	30 席
使用席数	150 席	公演回数	11 回
使用席数×公演回数(a)	1,650		
販売枚数(b)	##, ### 枚	有料入場率(b/a)	##, %
入場者数(c)	##, ### 枚	入場率(c/a)	##, %
入場券内訳			
券種	単価/円(税込)	×	枚数 単価×枚数
一般	#, ###	×	#, ### #, ###, ###
子ども	###	×	### ###, ###
シニア	#, ###	×	### ###, ###
2セット券(5,000円)	2,500	×	2セット券5,000円を20枚予定の場合は、 以下のように記載してください。 席種 2セット券(5,000円) 単価 2,500 枚数 40
		×	0
招待券枚数	×		
小計			#, ###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→			
合計			#, ###, ###

公演日		2027/09/01～2027/09/06	
会場名	〇△ホール		
会場の席数(定員)	150 席	売止席数	50 席
使用席数	100 席	公演回数	7 回
使用席数×公演回数(a)	700		
販売枚数(b)	### 枚	有料入場率(b/a)	##, %
入場者数(c)	### 枚	入場率(c/a)	##, %
入場券内訳			
券種	単価/円(税込)	×	枚数 単価×枚数
一般	#, ###	×	### ###, ###
高校生以下	#, ###	×	## ##, ###
		×	0
		×	0
		×	0
招待券枚数	×		### 枚
小計			###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→			
合計			###, ###
			4

対象経費の入力後は、助成金算定基礎経費を選択し、【総表】に戻って助成金要望額を必ず選択してください。

【支出予算】									
団体名 一般社団法人 ○△□				活動名 第50回公演「○△□」					
消費税等仕入控除税額の取扱				① 1 課税事業者			【必須】ブルダウンから選択してください。		
助成対象経費総額 (千円)									
小計 (A)				金額					
課税対象外経費				水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。					
課税対象経費									
消費税等仕入控除税額計(B)									
合計 (A)-(B)				ブルダウンから選択してください。					
助成金算定基礎経費 (千円)									
② ① 出演費				金額 (控除後)					
② ② 文芸費									
③ ③ 会場費									
【助成対象経費】									
項目	細目	内容詳細	支払い先	単価(税込・円)	数量(1)	数量(2)	金額(税込・円)	小計(千円)	課税区分
① 出演費	出演料		○○○○	###,###	# 人	# 回	###,###	#,###	課税対象外
	出演料		○○○○ほか(＃名)	###,###	# 人	# 回	###,###		—
	音楽費 ④								—
	作曲料		○○○○	###,###			###,###	###	—
	コレベティ料		○○○○	###,###			###,###		—
② 文芸費	演出料		○○○○	###,###			###,###	#,###	—
	脚本料		○○○○	###,###			###,###		—
	舞台監督料		○○○○	###,###			###,###		—
	舞台監督助手料		○○○○ほか(＃名)	###,###	# 人	## 日	###,###		—
	舞台美術デザイン料	(単価:1ポンド=150円)	○○・○○○○	###,###			###,###		—
	照明プラン料		○○照明(株)	###,###	1 式		###,###		—
	衣装デザイン料		○○衣装(株)	###,###			###,###		—
	音響プラン料		○○音響(株)	###,###			###,###		—
	権利等使用料	音楽著作権として	JASRAC	###,###			###,###		—
	企画制作料		○○○○、○○○○	###,###	# 人	## 日	###,###		—
③ 会場費	会場使用料		○○劇場	###,###	## 日		#,###,###	#,###	—
	付帯設備使用料	電気使用料	○○劇場	###,###			###,###		—
	稽古場借料		○○会館	###,###	## 日		###,###		—
	舞台費								—
	太道具費	製作	○○舞台	###,###			###,###	#,###	—
	小道具費	借用、一部修繕	○○ステージ	###,###			###,###		—
	舞台スタッフ費	仕込み人件費	○○ステージ	###,###	# 人	# 日	###,###		—
	衣装費・装束料	借用	○○衣装(株)	###,###			###,###		—
	履物費		○○履物(株)	###,###			###,###		—
	照明費	機材費	○○照明(株)	###,###			###,###		—
	照明スタッフ費						###,###		—
	音響費	機材費					###,###		—
	運搬費								—
	道具運搬費						###,###	#,###	—
	謝金								—
	会場整理員謝金						###,###	###	—
	旅費								—
	交通費	○月○日、○日新幹線(○○～○○往復)		###,###	# 人		###,###	###	—
	宿泊費	○月○日～○月○日、○○県	○○ホテル(予定)	#,###	# 人	# 泊	###,###		—
	宿泊費	##名、#泊分(○月○日～○日) ○○県○○市		###,###	1 式		###,###		—
	宿泊手当			#,###	# 人	# 泊	###,###		—
	宣伝・印刷費								—
	広告宣伝費	公演宣伝ウェブサイト作成	○○社(株)	###,###			###,###	###	—
	入場券等販売手数料		チケット○○	#,###	### 枚		###,###		—
	案内状送付料	DM送付		#	### 通		###,###		—
	プログラム印刷費	#,###部、デザイン料込	○○印刷(株)	###,###			###,###		—
	入場券印刷費		○○印刷(株)	###,###			###,###		—
	チラシ印刷費		○○印刷(株)	###,###			###,###		—
	ポスター印刷費	###,###枚	○○印刷(株)	###,###	### 枚		###,###		—
	記録・配信費								—
	記録用録音録画・編集費		○○映像(株)	###,###			###,###	###	—
	配信用サイト作成・利用料		○○通信(株)	###,###			###,###		—

番号	項 目	記 入 要 領
①	消費税等仕入 控除税額の取 扱	<新設> ・当てはまる区分をプルダウンから選択してください【必須】。 ・どの区分に該当するかについては、各団体の責任においてご判断ください（必要に応じて税理士等へご確認ください）。なお、個別の税務上の取扱いについて、振興会ではお答えできません。
②	助成金算定基 礎経費	・助成対象経費のうちから3つの費目を選択して、その費目をプルダウンから選択してください。 ※応募時に選択した3費目（助成金算定基礎経費）を変更することはできません。 ・各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
③	単価等（円） 数量（1）（2） 消費税等 金額（円）	・単価は円単位で記入してください。 ・消費税込で計上してください（単価×数量で計上するものは、税込単価にしてください）。 ・外国通貨の場合は、円に換算した金額を記入し、「内容詳細」に為替レートを記入してください。 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、内容詳細欄に数量を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
④	助成対象経費	・項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンから選択し、「内容詳細」及び「支払い先」を記入してください（細目及び内訳名は、各分野の「助成対象経費」（P. 28～32）に記載のものと一致しています）。 ・「内容詳細」及び「支払い先」には、選択した細目の詳細、発注先（団体名・個人名）、内容、数量を一式で計上している場合の個数等（例：衣装製作費 10 名分）を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上してください。

-52-

[illegible]

要望書様式の最後にある「応募要件等確認書」シートも、忘れずに記入してください。



令和9年度助成金交付要書 応募要件等確認書									
				団体名		一般社団法人 ○△□			
				代表者職名・氏名		代表理事 丸角 四郎			
				支援区分		現代舞台芸術創造普及活動・音楽			
当団体の代表者として、本確認書及び提出書類の内容に虚偽がないことを誓約します。									
※該当する場合は「チェック」欄のプルダウンメニューから「○」を選択してください。									
No.	要件								チェック
No.1～8は全ての支援区分において回答が必須です。									
1	令和9年(2027)4月1日から令和10年(2028)3月31日の期間内に、日本国内で実施される活動である。								○
2	自ら主催して行う活動								○
3	募集案内の参照ページと照らし合わせながら回答してください。 （音舞演）現代舞 （伝大）伝統芸能・大衆芸能の保存・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体等である。 プルダウンから選択。								○
4	監査担当者は団体代表者、経理担当者と別の者とし、適切なチェック体制を整えている。								○
5	以下のいずれかの団体要件を充たしている。（充たす場合は併せて当てはまる番号に「○」を入力すること）								○
	①	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人							
	②	特定非営利活動法人(NPO法人)							③の場合は記入。
	③	①②以外の法人格を有し、原則として一定数以上の実演家・芸術家を擁する団体又は劇場施設を有する団体							
	実演家や芸術家等の氏名・肩書（複数名を記入） 又は劇場施設名								
	④	法人格を有しない団体（任意団体）で、以下の要件をすべて充たしている。							④の場合は記入。
	ア 主たる構成員が実演家・芸術家等であること								○
	実演家・芸術家等の氏名・肩書（複数名を記入）		○○○○（芸術監督）、○○○○（歌手）、…						
	イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること								○
	ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること								○
エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること								○	
オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること								○	
カ 応募時点で、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること								○	
6	以下の開催実績（チラシ等に「主催公演」と明記されているものに限り）を充たしている。（併せて以下の欄に記入すること）								○
	（音舞演）令和5年11月1日～令和8年11月12日の3年間に、応募分野における国内で自ら主催する有料公演を1回以上実施したことがある （伝大）過去に応募分野において、国内で自ら主催する有料公演を1回以上実施したことがある								
	実績記入欄	開催日	R6.10.1～10	主催公演名	○○○○○○○○				
7	同一の活動を、当振興会が行う他の助成事業に応募していない。 舞台芸術等総合支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、舞台芸術・美術等の創造普及活動（他の分野）等								○
8	同一の分野で複数の活動を応募していない。								○
【提出書類の確認】 提出書類について、右の「チェック」欄から、適切に提出準備が完了したものは「○」を、それぞれプルダウンで選択してください。 * 未記入部分がないか、助成対象経費および助成金算定基礎経費による要望額の選択が条件に合致しているか等、必ずご確認ください。									
No.	書類								チェック
1	要望書								
	総表		記載漏れがないか確認のうえ、チェックを入れてください。						○
	団体概要								○
	活動実績								○
	個人略歴								○
	個表								○
	収入予算		印刷プレビュー等で文字の見切れがないか確認してください。						○
	別紙 入場料詳細（必要な場合）								○
	支出予算								○
	自己申告書								○
参考資料（任意）								不要	
2	その他資料								
	規約等（必須） 【法人格を有する団体：定款 法人格を有しない団体（任意団体）：定款に類する団体規約】 * PDFのみ								○
	公演実績資料（必須） * PDFのみ								○

応募条件及び記入例

～美術・メディア芸術等の創造普及活動～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う美術・メディア芸術等の展示・公開活動で、優れた実績や豊かな将来性に基づいた創造・普及活動及び先駆的な創造活動等を対象とします。

【対象となるジャンル】

美術（絵画、彫刻、インスタレーション、写真、映像、工芸、書等）、デザイン、建築、

メディア芸術（漫画、アニメーション、メディア・アート等）

その他（美術・メディア芸術分野の可能性を拡大させる活動を含む）

（注１） 美術館等が主催する美術に関する展示の場合：別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（美術館等展示）」に応募してください。

（注２） アマチュア等の文化団体が主催する美術に関する展示の場合：別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください。

（注３） 実験映像なども当該分野に応募可能です。

（注４） アニメーションの公開活動も当該分野に応募可能ですが、日本国内の映画館又はホール等において有料で公開するものに限り（映画祭での有料の上映を含む）。

（注５） 映画の上映活動の場合：別に募集する「国内映画祭等の活動」に応募してください。

助成の対象となる者

美術・メディア芸術等の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術団体で次の（１）～（４）のいずれかに該当し、かつ、下記の実績要件を充たすものとします。

（１） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

（２） 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）

（３） 上記（１）（２）以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の芸術家等を擁する団体又は展示施設等を有する団体

※展示施設の指定管理者等は、別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（美術館等展示）」に応募してください。

（４） 法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて満たしていること

ア 主たる構成員が芸術家等であること

イ 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下のウ～オおよび団体設立年月日が確認できること

ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

カ 応募時点で、団体設立後１年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

応募する団体は次の（１）、（２）いずれかの要件を充たすものとします。

- （１） 過去に日本国内での自ら主催する美術に関する展示を実施しているもの（主催名が明記されたチラシ等、提出された実績資料で確認します）。
- （２） 過去に日本国内の映画館又はホール等において有料で作品を公開しているもの（映画祭での有料の上映を含む。作品上演時のチラシ等、提出された実績資料で確認します）。

※インターネットによる配信、在籍する（した）大学等の教育機関が主催する卒業・修了制作展等での上映は含みません。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 広く一般に公開されない活動
- 作品を販売する活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する展示
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動

※ 共催しない場合であっても、当振興会に支払いが生じる経費については計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場を借りて実施する活動に要する会場使用料（付帯設備費を含む）、稽古場使用料等についてはこの限りではありません。

- 文化庁の補助金や委託費等が支出される活動 ※P.11「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す活動（ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除く）
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 展示を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウムなどのみの活動

留意事項

- 応募できる活動は、1団体につき **1活動**とします。
- 複数の会場で会期を変えて同一の展示・公開活動を行う等の場合には、全体で1活動として取り扱います。
- 同一会期中に異なる会場での展示・公開活動を1活動として応募する場合には、同じ企画意図に基づいた活動であることが必要です。
- 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、助成の趣旨に合致していること
- イ 優れた芸術性・創造性を有しており、芸術的成果を上げることが期待できる企画内容であること
- ウ 当該団体及び当該活動の今後の発展が期待できる企画内容であること
- エ 観客層拡充に努める企画内容であること

【運営・その他】

- オ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- カ 団体の運営が適正であること

本事業による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」により実施するものです。

P.4 及び関連資料 P.9 8 をご確認ください。

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり4つの区分があります。下記①および②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表中段に示した金額以上であること。なお、**助成金算定基礎経費を要望書提出後に変更することはできません。**また、経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。
- ② 下記の助成対象経費の総額が、下表下段に示した金額以上であること。

なお、下表の中下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が200万円を超え、助成対象経費総額が400万円を超える活動であっても、150万円以下の区分に応募することもできます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP.61をご覧ください。

作品料、企画制作費、会場費、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、スタッフ費・キャスト費、映像製作費

【助成金の額の区分】

※ **金額別の採択枠は設定しておりません。**

※ **消費税等仕入控除税額の対象となる団体については、助成金算定基礎経費及び助成対象経費総額を消費税及び地方消費税相当額を除いた額で算出し、その額を基に助成金の額の区分を選択してください。**

助成金の額の区分	50万円 (500千円)	100万円 (1,000千円)	150万円 (1,500千円)	200万円 (2,000千円)
助成金算定基礎経費の合計額	50万円以上	100万円以上	150万円以上	200万円以上
助成対象経費の総額	100万円以上	200万円以上	300万円以上	400万円以上

【応募例】

- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 230万円

設営・運搬費150万円、宣伝・印刷費80万円

- 助成対象経費の総額（活動の予算規模）⇒ 360万円

作品料50万円、企画制作費20万円、会場費20万円、設営・運搬費150万円、
謝金10万円、旅費30万円、宣伝・印刷費80万円

応募可能な助成金の額の区分 ⇒ 150万円（100万円・50万円も選択可能）

※200万円は応募不可

【助成金の減額】

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることになりますが、活動実施の結果、**助成金算定基礎経費の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の助成金算定基礎経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。**

採択時の助成金算定基礎経費の合計額 250万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200万円
 (例1) 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額 220万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200万円
 (例2) 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額 180万円 ⇒ 支払われる助成金の額 180万円

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付フォームを通じて提出（アップロード）してください。

1	要望書様式 一式（E x c e l）	様式あり	保存形式： 
① 総表 ② 個表 1 ③ 個表 2 ④ 収入 ⑤ 支出 ⑥ 団体概要 ⑦ 活動実績 ⑧ 個人略歴 ⑨ 自己申告書	1つのE x c e lファイル内に、左の複数のシートがありますので、書類を作成してください。 ※シートの追加・削除はできません。 ※<u>ファイルの名前及び拡張子（. x l s x）は変更しないでください。開封パスワード等の設定をしないでください。</u>		

2	その他の必要書類	様式なし	保存形式：  等
・実績確認資料 (過去に当基金から同一分野での助成実績がある場合には不要) ・規約等 ・参考資料（任意 A4 5 ページ以内）	※アップロード可能なファイルサイズの上限は10MBです。 ※各資料のファイル形式は、なるべくPDF形式を利用してください。 ※各ファイルに開封パスワード等の設定をしないでください。		

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (E x c e l) 一式

⑧個人略歴は、活動の芸術上の中核者をご記入ください [1 名は必須。最大 2 名まで記入可能です]。
枚数の超過は審査資料として認められません。

(2) 規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款または登記事項証明書の写し

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- 団体設立年月日

(3) 実績確認資料 (一式)

過去に日本国内で自ら主催する美術展示を実施した実績があること、または過去に日本国内の映画館又はホール等において有料で作品を公開した実績があること (映画祭での有料の上映を含む) を確認できる資料 (チラシ等) を提出してください。(データ提出のみ受け付けます。) ただし、過去に当基金から同一分野での助成を受けた実績がある場合には、提出不要です。

当該団体が企画・制作した展示であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った展示) は、実績に含まないものとします。

(4) 参考資料 (A 4 判 5 ページ以内・任意)

活動の概要や過去の実績等についての補足資料 (文字のみの企画書は不可、必ず写真等の視覚的な資料を含むもの。) があれば、**A 4 判 5 ページ以内**で提出してください。

※ 補足資料の例: 過去の活動の評論記事・写真・チラシ、今回展示の内容 (出展作品・作家) の写真
外国語の文章等が含まれる場合には、必ず日本語訳を添付してください。

一つの PDF ファイルに 5 ページ以内の資料として作成してください。

A 4 判に印刷して解像度等が適当であるか確認の上、提出するようにしてください。

助成対象経費

活動の収支予算に計上可能な経費は下表のとおりです。

※令和9年度（2027年4月1日～2028年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

項 目	細 目																																																																																																				
作品料	作品制作謝金、作品制作材料費、作品借料、作品保険料、著作権使用料、脚本料																																																																																																				
企画制作費	企画制作料 ※企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。アニメーションの公開活動は、スタッフ費・キャスト費、映像製作費に計上してください。																																																																																																				
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）																																																																																																				
設営・運搬費	会場設営費、会場撤去費、会場設営・撤去補助人件費、字幕費・音声ガイド費、機材借料、作品梱包・運搬費、額装費、関連行事・ワークショップ材料費 ※障害者対応に係る経費を含みます。 ※額装費は、活動終了後、主催者等の財産とならないものに限り、計上できます。 ※搬入（設営）から搬出（撤去）までの期間で必要な場合にのみ計上できます。（ただし、作品借用・返却に係る運搬費は搬入から搬出までの期間外であっても計上できます。）																																																																																																				
謝 金	図録等編集謝金、図録等原稿執筆謝金、図録等翻訳謝金、各種翻訳謝金、会場監視員謝金、駐車場整理謝金、託児謝金、医師・看護師謝金、通訳謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金、パフォーマンス等出演謝金、関連行事・ワークショップ講師謝金 ※パフォーマンス等の経費は、展示の一環として同一会場で行われるものに限り、計上できます。																																																																																																				
旅 費	交通費、宿泊費（食事代は除く。下記別表①宿泊費基準額を上限とした実費）、宿泊手当（宿泊を伴う場合のみ。上限2,400円） ※搬入（設営）から搬出（撤去）までの期間で必要な場合にのみ計上できます（ただし、作品借用・返却に係る旅費は搬入から搬出までの期間外であっても計上できます）。 ※作品の制作に係る旅費は除きます。 別表①宿泊費基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>青森県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>宮城県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>秋田県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>山形県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>福島県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>栃木県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>群馬県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>埼玉県</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>千葉県</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>新潟県</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>富山県</td><td>11,000円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>石川県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>福井県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>山梨県</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>長野県</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>岐阜県</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>静岡県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>京都府</td><td>20,000円</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>奈良県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>鳥取県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>島根県</td><td>12,000円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>宿泊費基準額 (一夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>岡山県</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>広島県</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>山口県</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>徳島県</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>香川県</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>高知県</td><td>12,000円</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>17,000円</td></tr> <tr><td>佐賀県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>熊本県</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>大分県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>宮崎県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>鹿児島県</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>沖縄県</td><td>12,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	北海道	15,000円	青森県	12,000円	岩手県	10,000円	宮城県	12,000円	秋田県	11,000円	山形県	10,000円	福島県	9,000円	茨城県	11,000円	栃木県	11,000円	群馬県	12,000円	埼玉県	16,000円	千葉県	17,000円	東京都	21,000円	神奈川県	16,000円	新潟県	16,000円	富山県	11,000円	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	石川県	10,000円	福井県	10,000円	山梨県	13,000円	長野県	13,000円	岐阜県	13,000円	静岡県	12,000円	愛知県	12,000円	三重県	12,000円	滋賀県	11,000円	京都府	20,000円	大阪府	16,000円	兵庫県	17,000円	奈良県	12,000円	和歌山県	11,000円	鳥取県	9,000円	島根県	12,000円	区分	宿泊費基準額 (一夜につき)	岡山県	14,000円	広島県	14,000円	山口県	9,000円	徳島県	10,000円	香川県	15,000円	愛媛県	12,000円	高知県	12,000円	福岡県	17,000円	佐賀県	11,000円	長崎県	13,000円	熊本県	14,000円	大分県	11,000円	宮崎県	11,000円	鹿児島県	11,000円	沖縄県	12,000円
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																				
北海道	15,000円																																																																																																				
青森県	12,000円																																																																																																				
岩手県	10,000円																																																																																																				
宮城県	12,000円																																																																																																				
秋田県	11,000円																																																																																																				
山形県	10,000円																																																																																																				
福島県	9,000円																																																																																																				
茨城県	11,000円																																																																																																				
栃木県	11,000円																																																																																																				
群馬県	12,000円																																																																																																				
埼玉県	16,000円																																																																																																				
千葉県	17,000円																																																																																																				
東京都	21,000円																																																																																																				
神奈川県	16,000円																																																																																																				
新潟県	16,000円																																																																																																				
富山県	11,000円																																																																																																				
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																				
石川県	10,000円																																																																																																				
福井県	10,000円																																																																																																				
山梨県	13,000円																																																																																																				
長野県	13,000円																																																																																																				
岐阜県	13,000円																																																																																																				
静岡県	12,000円																																																																																																				
愛知県	12,000円																																																																																																				
三重県	12,000円																																																																																																				
滋賀県	11,000円																																																																																																				
京都府	20,000円																																																																																																				
大阪府	16,000円																																																																																																				
兵庫県	17,000円																																																																																																				
奈良県	12,000円																																																																																																				
和歌山県	11,000円																																																																																																				
鳥取県	9,000円																																																																																																				
島根県	12,000円																																																																																																				
区分	宿泊費基準額 (一夜につき)																																																																																																				
岡山県	14,000円																																																																																																				
広島県	14,000円																																																																																																				
山口県	9,000円																																																																																																				
徳島県	10,000円																																																																																																				
香川県	15,000円																																																																																																				
愛媛県	12,000円																																																																																																				
高知県	12,000円																																																																																																				
福岡県	17,000円																																																																																																				
佐賀県	11,000円																																																																																																				
長崎県	13,000円																																																																																																				
熊本県	14,000円																																																																																																				
大分県	11,000円																																																																																																				
宮崎県	11,000円																																																																																																				
鹿児島県	11,000円																																																																																																				
沖縄県	12,000円																																																																																																				

宣伝・印刷費	宣伝物送付料（チラシ、案内状、作品募集案内等） 広告宣伝費（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、駅貼り、ウェブ広告等）、 立看板費、当該活動の告知用ウェブサイト作成料、入場券印刷費、入場券販売手数料、 各種デザイン料、図録製作費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 台本印刷費 ※作品の募集案内に係る経費を含みます。 ※点字に係る経費を含みます。 ※会期後に製作する記録集に係る経費は除きます。 ※チラシ、ポスター、図録に掲載する写真の撮影費は、チラシ印刷費、ポスター印刷費、 図録製作費に計上してください。
記録・配信費	記録用録画費、記録用録音費、写真費、 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料 ※当該活動の成果として記録するものに限ります。
スタッフ費・キャスト費	スタッフ人件費（監督、演出、照明技師、録音技師、助手、解説費、カメラマン、編集費、美術デザイナー費、 監修費） キャスト出演費（俳優、声優、エキストラ） ※アニメーションの公開活動に限ります。
映像製作費	映像媒体費、撮影費、照明費、美術費、音楽費、録音費、編集費、仕上費 ※アニメーションの公開活動に限ります。

助成対象とならない経費

下記の経費は、助成対象経費として計上できません。

(ア)	事務運営管理に関する経費 ○事務所維持費 ○事務職員給与 ○各種手数料（入場券販売手数料を除く） ○電話代 ○消耗品費 ○ウェブサイト作成運用費（応募活動以外に係るもの） ○予備費 等
(イ)	団体の財産になり得る物の購入や製作経費 ○美術作品の買い上げ費 ○作品の恒久的な設置経費 ○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
(ウ)	行政機関に支払う手数料 ○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 ○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	（ア）～（エ）のほか、団体の自主財源により賄うべき経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・賞品代 ○オーディション経費 ○取材、調査、企画・制作等の会議（打合せ）に関する経費 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く） ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等） ○作品制作に係る旅費・いわゆる滞制作の場合の滞在費用 ○自ら設置または管理する会場施設の使用料 ○各種保険料（作品保険料を除く） 等

（注） これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

経費計上の際の注意点

（１）関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会等の関連行事に係る経費は、展示期間中に展示会場と同一施設内で主催者が行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

（２）活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（２０２７年３月３１日以前）に支払う経費は計上できません（作品制作材料費や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等にご注意ください）。

（３）複数の支出内容が含まれている場合の経費

一括で業務を委託する場合等、１つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

特に、作品料に旅費を含むような異なる項目の内容が含まれている場合は、必ず各項目に分けて計上してください。

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ①総表（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

令和9年度 芸術文化振興基金 助成金交付要望書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいの、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		美術・メディア芸術等の創造普及活動									
団体情報	団体住所(所在地)〒	123	-	4567							
	団体住所(所在地)	都道府県		市町村または特別区		左記以外の住所					
		選択してください		〇〇市		〇〇〇町1-1					
	団体名(フリガナ)	×××× 法人格(「一般財団法人」等)部分のフリガナは不要です。									
	団体名(主催者)	一般財団法人 ××××									
	代表者役職名	代表 規約等で定める団体代表者名を記入してください。									
	代表者氏名	〇〇 〇〇 姓と名の間を1文字空ける									
	電話番号	012-3456-7890 半角数字とハイフンを用いて入力									
担当者情報	関係書類送付先〒	123	-	4567							
	関係書類送付先住所	都道府県		市町村または特別区		左記以外					
		選択してください		〇〇市		〇〇〇町1-1					
	担当部署名または役職名	事務局 事務担当者について記入してください(1名のみ)。旧姓の併記・使用が可能です。									
	担当者氏名	〇〇 〇〇 姓と名の間を1文字空ける									
	担当者電話番号	012-3456-7890 半角数字とハイフンを用いて入力									
	関係書類送付先E-mail	〇〇〇〇〇@〇〇.com 4月以降も連絡の取れるメールアドレスを記入してください。審査結果通知等の送付先となりますので、主催団体または部署の共有アドレスの記入を推奨します。									
要望内容	活動名(フリガナ)	マルマルトマルマルテン									
	活動名	〇〇と〇〇展 チラシ等の広報物に使用される具体的な活動名を記入してください。									
	実施時期および実施会場	下の欄に入力すると自動で反映されます。	開始日		終了日		実施会場	(都道府県・市区町村)			
			→20XX/4/23	~	20XX/6/2		〇〇美術館	(静岡県	静岡市)	外1件	
			20XX/4/23	~	20XX/5/6		〇〇美術館	静岡県	静岡市		
			20XX/5/21	~	20XX/6/2		□□美術館	東京都	江東区		
			複数の実施会場がある場合は会場ごとに時系列で記入					都道府県を選択し市区町村名を記入			
				~							
	収支予算(千円)			~				④⑤シートの入力内容が自動的に反映されます。			
			収入				支出(控除後)				
		入場料			366	経費① 宣伝・印刷費	351				
		共催者負担金			200	経費② 設営・運搬費	500				
		(イ) 収入小計			1,396	経費③ 作品料	337				
		(ロ) 自己負担金			1,124	助成金算定基礎経費の合計額★	1,188				
	助成金算定基礎経費の合計額★と、助成対象経費の総額●により、選択可能な助成金額を確認の上、必ず選択してください。				助成対象経費の総額● 2,520						
					要望額を選択						

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ②個表1（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

本活動の企画意図 ※300字・6行以内

本活動以外の活動概要や目標については「⑥団体概要」に記入してください。

※本活動の企画意図は採択後に変更することはできません。

本活動の観客層の拡充等に関する取組み ※300字・6行以内

※本活動の観客層の拡充等に関する取組みは採択後に変更することはできません。

助成を受けて充実させたい点、その他主な作家・作品についての補足情報やPR事項等 ※800字・16行以内

↓該当するものを選択（○）してください。

【特記事項】 ①に該当があれば選択（○）し、下欄を記入してください。該当しない場合は②を選択（○）してください。	—	①直近3年間で採択実績がある
	—	②直近3年間で採択実績がない
これまでの成果及び継続助成の必要性 ※①に該当する場合は具体的に記入してください。		
主催者が直近3年間に本助成を受けたことがある場合、これまでの成果と継続助成の必要性について具体的に記入してください。		

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ③個表2（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

搬入開始日		実施時期		搬出終了日	実施日数 （休館日を除く）	実施会場（所在地）		見込み入場者数 (計*,***)人
20XX/4/15		20XX/4/23	20XX/5/6	20XX/5/10	* *	〇〇美術館（静岡県静岡市）		** *
20XX/5/15		20XX/5/21	20XX/6/2	20XX/6/5	* *	□□美術館（東京都江東区）		*,***
下の欄に入力すると自動で計算されます。								
活動内容（作品の種類・主な作品名・出品者等）※枠内に収まるように記入してください。								
作品の種類 （複数選択可）	○	絵画	—	彫刻	○	インスタレーション	—	写真
	○	映像	—	工芸	—	書	—	デザイン
	—	建築	—	漫画	—	アニメーション	—	メディアアート
	—	その他（右欄に種類を記入）						
活動内容：○○ ○○								
作品点数　　： * * 点								
主な作品名（出品者名）： ・ 作品名「○○○○」（出品者○○○○ ○○県） 作品情報：***** ・ 作品名「○○○○」（出品者○○○○ △△県） 作品情報：***** ・ 作品名「○○○○」（出品者○○○○○） 作品情報：***** ・ 作品名「○○○○」（出品者○○○○○） 作品情報：***** ・ 作品名「○○○○」（出品者○○○○○）新作インスタレーション 作品情報：○○映像とダンスパフォーマンス ダンサー *****								
キュレーター（企画制作）：○○○○（所属：**）								
配信情報：展示終了後、*月*日までYouTubeで活動内容を配信。								
関連行事 ※活動期間中、同一施設内で実施される主催行事（助成対象経費として計上できます。） ※300字・6行以内 日時：○月○日　○時～　　 会場：○○美術館　○○室 ワークショップ：「○○○○○○○○」　講師：○○　○○（○○作家・東京都）定員：20名　参加費：500円 本活動に関連する「ワークショップ」「シンポジウム」等を行う場合は、日時、会場名、内容、講師名、定員および参加費の額を記入してください。 ※講師の旅費を計上する場合は、講師名の後ろにかっこ書きで居住地や起点となる地名を記入してください。								
特記事項 ※活動期間外もしくは同一施設以外で実施される行事等（助成対象経費としては計上できません。） ※200字・4行以内 日時：○月○日～○月○日　会場：○○市立図書館　入場無料 本活動と関連した書籍の展示を行う。								
共催者名(役割) ・ 後援者名(役割) ・ 協賛者名(役割) ・ 助成団体※300字・6行以内								本活動の共催者や後援者等の名称及び具体的な役割を記入してください。 申請中やこれから申請する場合は、（申請中）又は（申請予定）と記入してください。
共催：○○市（共催金負担） 後援：○○県（補助金）、○○市教育局委員会（名義使用申請中）、○○美術館 協賛：○○株式会社　他*件（協賛金提供）、○○新聞社（広報協力） 助成：○○財団（申請予定）								

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ④収入（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）	
収入総額	入場料収入	消費税込で計上してください（単価×数量で計上するものは税込単価で入力）。					1,396
							366
		券種	単価	見込枚数			356
		前売・一般	800	×	150	120,000	
		前売・高校生以下	販売手数料が発生する場合は、入場料収入を減額するのではなく、⑤支出				
		当日・一般	「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として別途計上してください。				
		当日・高校生以下					0
		(無料)	0	×	100	入場無料、招待がある場合は	
		(招待)	0	×	20	見込入場者数を入力してください。	
		入場料無料の場合は必ず対象者と理由を記入					
		(対象者) ○○美術館会場 入場者					
		(理由) ○○美術館からの後援を受けているため、入場料を無料とする。					
		招待がある場合は必ず対象者と理由を記入					
		(対象者) マスコミ関係者20名					
		(理由) 展覧会を広く一般に普及・宣伝するため。					
活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入							
	内訳	単価	見込人数				
	ワークショップ参加費	500	×	20	10,000	10	
その他の収入	内訳	地方公共団体、民間の財団法人等から補助金・助成金等がある場合は、要望書提出時の状況（申請予定・申請中・決定済）を選択し、見込額・予定額を選択してください。					
		共催者負担金					
		○○市共催金			200,000	200	
		共催者以外の補助金・助成金					
		○○財団	申請予定	200,000	500		
		○○県補助金	決定済	300,000			
		寄付金・協賛金					
		協賛金	*件 交渉予定	300,000	300		
		図録等売上収入					
		図録販売	当該活動に係る寄付金・協賛金がある場合は、要望書提出時の状況（交渉予定・交渉中・決定済、クラウドファンディングの場合には予定・実施中・達成）を記入し、見込額・予定額を計上してください。				50
		無料配布の場合	他の活動に対する寄付金・協賛金や、寄付金・協賛金の使途が「助成対象とならない経費」に充当することとされているものについては計上不要です。				
		広告料・その他の収入					
		助成対象外の書籍やグッズの売上は計上不要です。					
		○○商店、▲▲観光	広告料	10,000円×2社	20,000	30	
		○○○○、○○○○		5,000円×2名	10,000		

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ⑤支出（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

消費税等仕入控除税額の取扱

1 課税事業者

消費税等仕入控除税額の取扱を必ず選択してください。

助成対象経費の総額

助成対象経費 小計 (A)

課税対象外経費

課税対象経費

消費税等仕入控除税額計 (B)

助成対象経費 合計 (A)-(B)

助成対象経費総額

消費税等仕入控除税額を除いた金額です。

(千円)

2,762

100

2,662

242

2,520

助成金算定基礎経費の合計額(控除後)

1,188

項目

金額

①

宣伝・印刷費

351

②

設営・運搬費

500

③

作品料

337

助成金算定基礎経費として項目を3つ選択し、各経費の小計額が正しく反映されているか確認してください。

選択した項目は採択後に変更できません。

・金額は消費税込で計上してください（単価×数量で計上するものは、税込単価で入力）。

・支払先及び備考欄には、具体的な支払先と状況（予定・調整中）を記入してください。

・数量及び単位欄には、積算根拠として単価や日数等を具体的に記入し、③個表2の内容と齟齬がないように注意してください。

・同じ支払先であっても経費の内容が複数ある場合には、それぞれ適切な項目に分けて計上してください。

③ 作品料

作品借料

〇〇社（調整中）

30,000

60,000

360

—

作品制作謝金

作家〇〇〇〇

200,000

200,000

—

作品保険料

〇〇保険

100,000

1

式

100,000

課税対象外

項目

細目

制作謝金及び制作材料費を計上する場合は、③個表2「展示内容」欄へ作品について記載してください。

企画制作費

企画制作料

キュレーター 〇〇〇〇

100,000

1

人

100,000

100

—

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

会場費

会場使用料

××美術館

10,000

14

日

140,000

140

—

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

② 設営・運搬費

会場設営費

〇〇運輸（予定）

500,000

1

式

500,000

550

—

会場設営・撤去補助人件費

アルバイトスタッフ

4,600

5

人

2

回

46,000

—

関連行事・ワークショップ材料費

ワークショップ材料費（紙粘土）

200

20

個

4,000

—

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

謝金

関連行事・ワークショップ講師謝金

ワークショップ講師謝金

10,000

1

人

1

回

10,000

55

—

パフォーマンス等出演謝金

ダンサー ＊＊＊＊

10,000

1

人

3

回

30,000

—

図録等原稿執筆謝金

キュレーター 〇〇〇〇

5,000

3

頁

15,000

—

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

旅費

交通費

作家〇〇〇〇 作品搬入・搬出（△△～静岡）

8,000

1

人

2

回

16,000

26

—

※調査や打合せ、作品制作のための旅費は助成対象になりません。

・移動の目的・経路を明記してください。経路未定の場合は、移動の起点となるおおまかな地域等を記入してください。

・宿泊費には上限額がありますので、募集案内をご参照ください。

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

① 宣伝・印刷費

宣伝物送付料

チラシ・パンフレット送付料

123

500

通

61,500

386

—

広告宣伝費

新聞広告費 〇〇新聞

50,000

1

社

1

回

50,000

—

チラシ印刷費

〇〇印刷株式会社 @5.5円×5,000枚×消費税

30,250

1

式

30,250

—

入場券販売手数料

〇〇社 5%＋用紙代 100枚分

5,234

1

式

5,234

—

図録製作費

〇〇印刷

800

300

冊

240,000

—

・印刷費は作成部数、送付物は通数がわかるように計上してください。

・単価欄は整数のみ入力できます。小数点以下が発生する場合には、一式で入力し、支払先及び備考欄に数量を記入してください。

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

記録・配信費

写真費

写真家△△△△ 展覧会会場撮影費

35,000

1

式

35,000

235

—

配信用録音録画・編集費

配信用録画費（株式会社〇〇〇）

100,000

1

式

100,000

—

記録用録画費

展覧会会場撮影費（〇〇株式会社）

100,000

1

式

100,000

—

・配信に係る経費を計上する場合は、配信内容を③個表2にも必ず記入してください。

・アニメーションの制作に係る撮影費、録音費等については映像製作費に計上してください。

・チラシ、ポスター、図録用の写真撮影費は、チラシ印刷費、ポスター印刷費、図録製作費に計上してください。

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

スタッフ費・キャスト費

スタッフ人件費

カメラマン

10,000

5

人

50,000

110

—

キャスト出演費

—

項目

細目

支払先及び備考

単価等（円）

人数・枚数

単位

回数・泊数

単位

金額（円）

小計（千円）

課税区分

映像製作費

撮影費

〇〇社

800,000

1

式

800,000

800

—

【スタッフ費・キャスト費】及び【映像製作費】はアニメーションの公開活動の場合に限り計上可能です。

-68-

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ⑥団体概要（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

応募時点の内容で記載してください。

団体名	一般財団法人 ××××				代表者役職名	代表		
					代表者氏名	〇〇 〇〇		
住所〒	123	-	4567		団体設立年月	****年**月		
住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇町1-1				法人設立年月	****年**月		
					法人番号	法人番号がある場合のみ記入		
URL	https://com							
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて記入してください。 また、<u>団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入</u>してください。							
団体の将来像								
組 織	主 な 役 職 員				団体構成員及び加入条件			
	会長	〇〇	〇〇		〔1〕 団体構成員（維持会員は除く）			
	副会長	〇〇	〇〇		個人	**人	（委員・会員	**人）
	監事	〇〇	〇〇		団体数	**団体		
	事務局長	〇〇	〇〇		〔2〕 主な構成員			
	事務職員	〇〇	〇〇	他*名	〇〇 〇〇（日本画）、〇〇 〇〇（彫刻）			
	<u>監査担当者は団体代表及び経理担当との同一者の兼務は不可。</u> 監査担当者が外部に所属している場合は所属先も記入してください。				氏名の後ろにかっこ書きで専門分野を記入してください。			
	〔3〕 加入の条件							
経理担当者	〇〇	〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇				
監査担当者	△△	△△	（△△会計事務所）					
沿 革	**年 設立 **年 事業開始 **年 〇〇と合併							
	設立から現在までの組織の変遷や、これまでに行った主な活動等を記入してください。							
財 務 状 況	年度	総収入(A) (千円)	総支出(B) (千円)	収支差(A-B) (千円)	団体に対する助成金・補助金名			金額 (千円)
	令和6年度	総収入（A）は当該年度の団体の総収入額、 総支出（B）は団体の総支出額を記入してください。 令和8年度は予算額を記入してください。			〇〇補助金	活動に対する助成金・補助金 以外に、団体に対する助成金・補助金を受けた場合は本欄に記入してください。		****
	令和7年度				〇〇県補助金			****
	令和8年度 (予算額)	*,***	*,***	△***	〇〇補助金			****
					〇〇県補助金			****
				〇〇補助金	****			
				〇〇県補助金	****			

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ⑦活動実績（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

過去の国内・海外における活動実績を記入してください。

当振興会からの助成実績については、必ず記入してください。

【記入方法】

- ・応募時点の内容で記載してください。
- ・美術・メディア芸術分野以外の活動や、団体に所属する個人の実績は記入できません。
- ・実績が多数ある場合は主催活動を優先し、主要なものを記入してください。
- ・令和4年4月1日から令和5年5月7日までの間で、新型コロナウイルスの影響により中止した活動について記入する場合は、活動名の後に（中止）と明記してください。

【活動実績】

○ 国内での実績

[illegible]

○ 海外での実績

[illegible]

記入例【令和9年度 助成金交付要望書 ⑧個人略歴（美術・メディア芸術等の創造普及活動）】

【個人略歴】

活動の芸術上の中核者[必須]						
氏名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ	
	本名	丸角 四郎		芸名等	丸野 大吉	
団体所属有無		☐	←応募団体に所属している場合は○を選択	役職名		
専門分野		現代美術、メディア・アート				
主な職歴・芸術活動歴・芸術団体所属歴・受賞歴等		応募団体に所属している場合は○を選択してください。 ・活動の芸術上の中核者について必ず⑧個人略歴を提出してください。 （芸術上の中核者は当該分野での実演家（芸術監督・キュレーター・美術家等）である必要があります。） ・1団体につき最大2名分まで提出できます。枚数の超過は審査資料として認められません。 ・A4判1枚に収まるように作成し、書き切れない場合は主要なものを記入してください。 ・応募時点の内容で記載してください。				
		*****年**月 第*回○○賞新人賞受賞 *****年**月 ○○○展に出展 *****年**月 ○○協会所属 *****年**月 ○○美術賞受賞 *****年**月 ○○専門委員 *****年**月 ○○大学講師				

活動の芸術上の中核者[任意]						
氏名	フリガナ			フリガナ		
	本名			芸名等		
団体所属有無		選択してください。	←応募団体に所属している場合は○を選択	役職名		
専門分野						
主な職歴・芸術活動歴・芸術団体所属歴・受賞歴等						

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

助成金交付要望書 組織運営等に関する自己申告書

団体名

団体名及び代表者役職名・氏名は自動で入力されます。

代表者役職名・氏名

当団体の運営状況等については次のとおりです。なお、当団体の代表者として、本申告書の内容に虚偽がないことを誓約します。

運當

1. 定款等

各設問について、該当する回答をプルダウンメニューから選択してください。

[illegible]

「該当なし」を選択した場合や補足事項がある場合は備考に詳細をご記入ください

2. 意思決定機関

[illegible]

次の設問は、**理事会・評議員会を設置している場合のみ**回答してください。

○理事会・評議員会の構成についてジェンダーバランスに配慮している。 (「はい」の場合) 配慮の具体的な内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	ジェンダーバランスについては、理事会・評議員会の構成において男女の均衡を目指す姿勢や具体的な配慮の有無をお答えください。必ずしも男女同数であることを条件としているわけではなく、多様な視点を取り入れるための取り組みや考慮があれば「はい」としてください。 はい
---	--

ジェンダーバランスについては、理事会・評議員会の構成において男女の均衡を目指す姿勢や具体的な配慮の有無をお答えください。必ずしも男女同数であることを条件としているわけではなく、多様な視点を取り入れるための取り組みや考慮があれば「はい」としてください。

3. 運営事務

○経理責任者は明確になっている。		はい
○現預金の出納責任者は明確になっている。		はい
○銀行印の管理責任者は明確になっている。		銀行印を保有していない団体は、「該当なし」を選択してください。
○事務の執行に当たっては、各担当者の権限と責任が明確になっている。		
○業者選定等に関する規程等を整備している。		はい
（「はい」の場合）整備している規程等の具体的な内容 ・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
○予算執行に係る全ての証憑（契約書・領収書等）を善良な管理者の注意をもって5年間以上保管している。		はい
○利益相反取引を行っていない（適切な承認手続きを経たものを除く）。 ※利益相反取引とは、団体の関係者の利益と団体の利益が対立する、または対立するおそれのある取引のことを指す。		はい
○手許現金有高は、定期的に出納担当者以外の者が出納簿と照合している。		はい
○法人税や消費税、源泉所得税等で必要な申告義務を適切に実施している。		はい
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

銀行印を保有していない団体は、「該当なし」を選択してください。

財務

4. 財務諸表等

○会計帳簿（仕訳帳・総勘定元帳等）を作成している。		はい
○財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）を作成している。		はい
○財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）を公表している。 ※本項目における「公表」とは、ウェブサイトに掲載していること、もしくは事務所に備え付け一般からの要望があれば常に関覧できる状態にしていることを指す。		はい
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

5. 監査

○実施している監査の種類		
(当てはまるものにチェックを入れ、右側に必要事項を記入)		
☐ 外部監査 (監査法人、公認会計士による会計監査)	監査法人、公認会計士の名称	
	直近の監査報告書の提出日	令和 年 月 日
☒ 内部監査 (監事監査、監査役監査による会計監査)	監事監査、監査役監査の氏名	○○○○
	直近の監査報告書の提出日	令和○年○月○日
☐ 内部監査に準じた監査	監査の具体的内容および 監査報告書作成の有無	
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

活動環境

6. 労務管理・契約状況

○団体として労働基準法が適用される出演者・スタッフ等を雇用している。		はい
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

以下は、**団体として労働基準法が適用される出演者・スタッフ等を雇用している場合のみ**回答してください。

団体内に上記の雇用者がいない場合、「外部との取引」から先を続けて記入してください。

団体内部 雇用契約状況について

	○労働基準法令に則り、就業規則を定め（※）、雇用者の労働時間・休憩・休日等を適切に管理している。 ※常時10人以上の雇用者がいる場合には就業規則の作成および事業所の所在地を管轄する労働基準監督署への届出が必要。	はい				
	○雇用契約書の取り交わし等、雇用者に対して書面により労働条件（※）を明示している。 ※書面により明示すべき労働条件は法令で定められている。 <table border="1"> <tr> <td>（「はい」の場合）労働条件の明示の方法（契約書、その他）</td><td>契約書</td></tr> <tr> <td colspan="2">その他の場合には具体的方法を記入→</td></tr> </table>	（「はい」の場合）労働条件の明示の方法（契約書、その他）	契約書	その他の場合には具体的方法を記入→		はい
（「はい」の場合）労働条件の明示の方法（契約書、その他）	契約書					
その他の場合には具体的方法を記入→						
	○雇用者に対し、労務提供に対する報酬（賃金）条件を明確に定め、適切に支払っている。 ※報酬（賃金）は通貨で、直接全額を、毎月1回以上、一定の期日を定め、最低賃金以上にて、支払う必要がある。	はい				
	○雇用者を社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「該当なし」を選択すること。	はい				
	○雇用者を労働保険（労災保険、雇用保険）に加入させている。 ※加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については、「該当なし」を選択すること。	はい				
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○					

外部との取引

○外部と取引を行う際に書面での契約を事前に行っている。 （「はい」の場合は以下の当てはまるもの全てにチェック）		
①契約を行う相手方	☒ 出演者 ☐ スタッフ ☒ 外部業者 ☐ その他 （ ）	はい
②契約方法	☒ 契約書 ☐ メール	
○外部の出演者等に対し、規則等で出演料・稽古料等の単価を定めている （「はい」の場合は以下の当てはまるもの全てにチェック）		
	☐ 給与 ☒ 出演料 ☒ 稽古料 ☐ 報酬等（ ）	はい
備考	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ＜参考＞ フリーランスの芸術家・実演家等との間で業務委託等の取引を行う場合については、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が令和6年1月1日に施行されました。募集案内の該当ページを参照してください。	

ハラスメント防止対策

○法令等に則り、適切なハラスメント防止対策（方針の明確化・周知啓発、相談体制の整備、事案発生時の対応、プライバシー保護等）を行っている。
※法令等では、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するために必要な措置を講じることが義務づけられている。
※ハラスメント防止対策は、雇用者のみならず、フリーランス等との関係でも同様の対応が求められているため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の遵守状況を確認する際にも併せて確認すること。

（「はい」の場合）具体的な内容について記入してください。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するために、必要な措置を講じることが法令等により義務づけられています。
欄外の「ハラスメント等を防止するために必要な措置」の記載を参照の上、ご回答ください。詳細は、関係省庁ホームページ等をご確認ください。

はい

安全管理（事故防止）対策

○出演者・スタッフ等の安全を確保するための管理体制を整備し、活動に伴う事故防止に必要な対策を実施している。

はい

応募条件、助成金の額及び助成の仕組み、提出書類、記入例 ～超域的芸術創造活動～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う、文化芸術の新たな局面を切り拓くような独創性や先駆性が認められ、特定の分野に分類することが困難な公演・展示等活動（表現の場をオンラインのみとする活動を含む）を対象とします。

※特定の分野に分類することができる「異なる分野の文化芸術団体等が共同して制作する活動」については、本区分以外の各分野のジャンル「その他（当該分野の可能性を拡大させる活動を含む）」に応募してください。

（注）美術に関する展示活動で、展示の一環としてパフォーマンス等が行われるような場合は、「美術・メディア芸術等の創造普及活動」に応募してください。アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（「芸術文化振興基金助成対象活動募集案内－地域の文化振興等の活動－」参照）。

助成の対象となる者

文化芸術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体等で次の（１）～（４）のいずれかに該当し、かつ、次項の実績要件を充たすものとします。

- （１）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- （２）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）
- （３）上記（１）（２）以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の実演家・芸術家等を擁する団体又は劇場施設・展示施設等を有する団体

※劇場施設の指定管理者等は、別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演）」に応募してください。

- （４）法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて充たしていること

- ア 主たる構成員が実演家・芸術家等であること
- イ 定款に類する規約等を有し、その規約等により次のウ～オ及び団体設立年月日が確認できること
- ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- カ 応募時点で、団体設立後１年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

団体が、過去に日本国内での文化芸術の創造普及に係る活動を自ら主催した実績を有するものとします（提出された実績資料で確認します）。応募団体が企画・制作した公演・展示等であっても、主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績に含みません。製作委員会や実行委員会形式で主催した公演・展示等については、応募団体がその製作委員会等の中核団体であることが明示されていることが必要です。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演等）
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動
- 文部科学省・文化庁の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
 - ※ P.11「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す活動（いわゆる「名称冠公演」）
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演等を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウムなどのみの活動
- 稽古事の発表会（温習会、おさらい会等）

（注） 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行います。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、助成の趣旨に合致していること
- イ 優れた芸術性・創造性を有しており、芸術的成果を上げることが期待できる企画内容であること
- ウ 文化芸術の新たな局面を切り拓くような独創性や先駆性が認められる企画内容であること
- エ 当該団体及び当該活動の今後の発展が期待できる企画内容であること
- オ 観客層拡充に努める企画内容であること

【運営・その他】

- カ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- キ 団体の運営が適正であること

本事業による助成は、「芸術文化振興基金助成金交付の基本方針」により実施するものです。

P.4 及び関連資料 P.9 8 をご確認ください。

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり4つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表中段に示した「助成金算定基礎経費の合計額」以上であること。

※応募時に選択した助成金算定基礎経費を変更することはできません。

※経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。

- ② 下記の助成対象経費総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の中下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が200万円を超え、助成対象経費総額が400万円を超える活動であっても、100万円や50万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 80をご覧ください。

作品料、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費

【助成金の額の区分】

※ 消費税等仕入控除税額の対象となる団体については、助成金算定基礎経費及び助成対象経費総額を消費税及び地方消費税相当額をそれぞれ除いた額で算出し、その額を基に助成金の額の区分を選択してください。

助成金の額	50万円 (500千円)	100万円 (1,000千円)	150万円 (1,500千円)	200万円 (2,000千円)
助成金算定基礎経費の合計額	50万円以上	100万円以上	150万円以上	200万円以上
助成対象経費総額	100万円以上	200万円以上	300万円以上	400万円以上

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 660万円

出演費100万円、音楽費50万円、文芸費100万円、会場費100万円、舞台費150万円、
運搬費10万円、謝金20万円、旅費50万円、宣伝・印刷費60万円、記録・配信費20万円

- 助成金算定基礎経費 ⇒ 170万円

出演費100万円、音楽費50万円、謝金20万円

- 応募可能な助成金の額の区分 ⇒ 150万円（50・100万円も選択可能）

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付フォームを通じて提出（アップロード）してください（P. 15 参照）。

フォームの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名: R9_16_kikin_choikiteki_yobo.xlsx 保存形式: 
① 総表 ② 団体概要 ③ 活動実績 ④ 個人略歴 ⑤ 個表 ⑥ 個表 別紙 (任意) ⑦ 収入予算 ⑧ 別紙 入場料詳細 (任意) ⑨ 支出予算 ⑩ 自己申告書 ⑪ 参考資料 (任意) ⑫ 応募要件等確認書		1つのExcelファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です（グレー・水色には入力しないでください）。 ・ 行・列の追加・削除はできません。また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子（.xlsx）は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
2	規約等	様式なし	保存形式: 
法人格を有する団体 → 定款 法人格を有しない団体（任意団体） → 定款に類する団体規約 ※主催団体の形態によって必要書類は異なります。		<注意事項> ・ <u>Word や ZIP ファイルの添付は不可。PDF ファイルを提出してください。</u> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
3	公演実績資料	様式なし	保存形式: 
公演実績資料（一式） ※要件は応募分野によって異なります。 （詳細は P.75 参照）		<注意事項> ・ <u>Word や ZIP ファイル png や JPEG 等画像ファイルの添付は不可。PDF ファイルを提出してください。</u> ・ <u>提出できる PDF ファイルは1ファイルまでです。複数ある場合はファイルを1つにまとめてください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

（１）要望書様式（E x c e l）一式

※具体的な記入方法については、P.8 2以降の記入例及び記入要領を参照してください。

④の個人略歴は、芸術上の中核者をご記入ください〔1名は必須。最大2名まで記入可能です〕。
枚数の超過分は審査資料として認められません。

⑪の参考資料（任意）は、A 4判片面1枚（枠内）に限り、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン等を記載することができます（枚数の超過分は審査資料として認められません。見切れに注意してください。）。

また、応募活動の内容を把握する上で参考となる資料（映像等）があれば、ウェブサイト等の URL を
要望書の⑤個表の所定欄に記入してください（DVD 等現物送付は不可）。

（２）規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体：定款

法人格を有しない団体（任意団体）：定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- 団体設立年月日

（３）公演実績資料（一式）

過去に、日本国内で自ら主催する公演・展示等を実施した実績を確認できる資料（チラシ等）を一式提出してください。

応募する団体が主催であることが明示されている資料を提出してください（「主催」表記が不明なものは実績として認められません）。当該団体が企画・制作した公演・展示等であっても、当該団体が主催をしていないもの（第三者から依頼を受けて行った公演・展示等）は、実績に含まないものとします。製作委員会や実行委員会形式で主催した公演については、応募団体がその製作委員会等の中核団体であることが明示されていることが必要です。

助成対象経費：超域的芸術創造活動

活動本番に関する、活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます）

○当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（令和9年（2027）3月31日以前）に支払う経費は計上できません。

著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物に係る経費等にご注意ください。

○各細目のうち、P.28～32に共通する注意事項等を記載しています。ご参照ください。

※令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）に、団体自ら支払った経費であることが請求書、銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
助 成 対 象 経 費	作品料	作品借料、作品保険料、作品制作謝金、作品制作材料費
	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作調料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、コレペティ料（副指揮料を含む）、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、楽譜製作料（写譜料を含む）、合唱指揮料、プロンプター料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、バレエマスター・バレエミストレス料、脚本料、脚色料・補綴料、監修料、翻訳料、字幕原稿作成・翻訳料、音声ガイド原稿作成・翻訳料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、ドラマトゥルク料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、各種指導料（言語指導料、方言指導料、所作指導料、振付指導料、剣術指導料、合唱指導料、歌唱指導料等）、権利等使用料（著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ等）、企画制作料（注1）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習は除く）（注2）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、人形製作費、衣装費・装束料、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク・ヘアメイク費、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、特殊効果スタッフ費、会場設営・撤去費（注3）、機材借料（障害者対応に係る経費を含む）、字幕費・音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 ※ 本番会場への搬入（仕込み・設営）及び搬出（梱包・ばらし・撤去）に係る運搬。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金（来場者向け）、講演謝金（来場者向け）、通訳／手話通訳謝金（来場者向け含む）、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、宿泊手当（注4）
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費についてはデザイン、点字に係る経費を含む。
	記録・配信費	記録用録音録画・編集費、写真費、配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料 ※ ダイジェスト作成に係る費用は除く。

（注1）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。また、展示を主とする活動については、展示の企画を行う、ディレクターやキュレーター等の経費を計上することができます。

（注2）独立行政法人日本芸術文化振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料等は計上できます。

（注3）会場設営・撤去費は、展示を行う場合の設営・撤去に係る経費を計上することができます。

（注4）旅費は、搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ計上できます。交通費、宿泊費、宿泊手当等については、それぞれ計上条件や上限額等がありますので、詳細は P.31 を必ず参照してください。

活動の支出予算に記入できない経費

(ア)	事務運営管理に関する経費 ○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費・運営費（応募活動以外に係るもの） ○予備費 等
(イ)	団体の財産になり得る物の購入や製作経費 ○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
(ウ)	行政機関に支払う手数料等 ○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 ○交際費・接待費 ○レセプション・パーティー等に係る経費 ○打ち上げ費 ○ケータリング等飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	(ア)～(エ)のほか、団体の自主財源により賄うべき経費 ○オーディション経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ○自ら設置または管理する会場施設の使用料 ○定期的な練習のための稽古場借料 ○取材・会議等に係る経費 ○稽古のための楽器演奏謝金 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く） ○当振興会へ支払う経費（会場・稽古場の使用に係る経費等は除く） ○各種保険料 等

(注) これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点

(1) 関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に公演会場施設内で行うもので助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

(2) 稽古に係る費用

稽古部分に係る経費は基本的に対象となりませんが、本活動に直接的に係る稽古（定期的な練習、個人の稽古は除く）に使用する稽古場借料は対象となります。

(3) 複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、1つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

(4) 大道具・借用物等の納品時に係る送料・運搬費

音楽費に計上される楽譜・楽器借料及び舞台費に計上される大道具・小道具・衣装・機材等の納品時に係る送料・運搬費はそれぞれ音楽費、舞台費に含めて計上可能です。ただし、一度納品された後の運搬費用は楽器運搬費、道具運搬費に計上してください。

様式第1号（第3条関係）

【総表】

令和9年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

応募日時点の情報を記入してください。

団体名・住所・代表者役職・代表者名は定款、団体規約等に定めた内容を記入してください。※最新の情報が、定款等の記載と異なる場合には、定款等と併せて確認できる資料（登記事項証明書等）をご提出ください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分	超域的芸術創造活動									
団体情報	郵便番号	102		-	8656					
	団体住所（所在地）	都道府県		ブルダウンから選択。		市区町村～番地（建物名含む）				
		東京都		千代田区隼町4-1		〇△ビル3階				
	（フリガナ）	マルサンカクシカ								
	団体名	一般社団法人 〇△								
	代表者役職名	代表理事								
	代表者氏名	丸角 四郎								
電話番号	**-*****-****									
担当者情報	担当部署・所属	公演・展示部				担当者電話番号	**-*****-****			
	（フリガナ）	カクタ サブロー				時間外連絡先	**-*****-****			
	氏名	角田 三郎				担当者E-mail（書類送付先）	****@****.jp			
活動内容	（フリガナ）	ダイニジュッカイマルサンカクシカアートプロジェクト								
	活動名	第20回〇△アートプロジェクト								
	実施時期及び実施場所	番号	開始日	曜	～	終了日	曜	実施会場	（都道府県・市区町村）	
			2027/7/1	木	～	2027/10/20	水	〇〇アートスペース	（東京都 千代田区） 外2件	
		①	2027/7/1	木	～	2027/7/5	月	〇〇アートスペース	東京都	千代田区
		②	2027/9/1	水	～	2027/9/6	月	〇△ホール	愛知県	名古屋市中
		③	2027/10/15	金	～	2027/10/20	水	□〇シアター	大阪府	大阪市
		④								
		⑤								
		⑥								
		⑦								
		⑧								
		⑨								
		⑩								
		⑪								
⑫										
⑬										
⑭										
⑮										
活動内容	助成金要望額（定額）＊単位：千円						2,000千円			
	収入の区分		金額（千円）		支出の区分		金額（千円）			
	入場料収入		#,###		作品料		#,###			
	配信等収入		###		出演		助成金算定基礎経費の合計額（★）及び助成対象経費総額			
	ワークショップ・シンポジウム等収入		###		音楽		（◎）によって、助成金要望額が異なりますので、該当する助成金額の区分の額を選択してください。			
	共催者負担金		#,###		文芸					
	補助金・助成金		#,###		会場費 ②		#,###			
	寄付金		#,###		舞台費 ③		#,###			
	プログラム等売上収入		#,###		運搬費		#,###			
	協賛金		###		謝金					
	広告料・その他		###		旅費					
					宣伝・印刷費					
					記録・配信費					
	収入合計（イ）		##,###		助成金算定基礎経費 合計額（①＋②＋③）		（★）##,###			
	自己負担金（ロ）		#,###		助成対象経費 小計（A）		##,###			
収入総額（イ＋ロ）		##,###		消費税等仕入控除税額（B）		##,###				
				助成対象経費 合計（A-B）		（◎）##,###				

※氏名の記入については、旧氏を使用できます。

【団体概要】																																		
フリガナ	マル	代表者役職名		代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。																													
団体名	一般社団法人 ○△□			フリガナ	マルカク シロ																													
				代表者氏名	丸角 四郎																													
郵便番号	102	—	8656	電話	**-****-****																													
住所	東京都千代田区隼町4-1 ○			プルダウンから選択。その他の法人の場合は、右欄に具体的な種類名を記入してください。																														
団体の種類	一般財団法人			[その他の法人の場合は具体的な種類名を記入]																														
団体設立年月	20**/**		法人設立年月	20**/**		法人番号 *****																												
団体の事業目的	・【総表】の内容が表示されます。 ・要望書提出後に住所を変更される場合は、必ずご連絡ください。																																	
団体の将来像等	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。																																	
組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">役 職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表理事</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>○○○○</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>○○○○</td> </tr> </tbody> </table>			役 職 員		代表理事	○○○○	理事	○○○○	監事	○○○○	事務局長	○○○○	常務理事	○○○○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">団体構成員及び加入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[団体構成員]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 団体構成員（維持会員は除く）</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>**人（委員・会員**人），団体数**</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 主な構成員</td> </tr> <tr> <td>○○○○、○○○○、○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体構成員の人数、主な実演家の氏名を記入してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[加入条件]</td> </tr> </tbody> </table>			団体構成員及び加入条件		[団体構成員]		(1) 団体構成員（維持会員は除く）		個人	**人（委員・会員**人），団体数**	(2) 主な構成員		○○○○、○○○○、○○○○		団体構成員の人数、主な実演家の氏名を記入してください。		[加入条件]	
役 職 員																																		
代表理事	○○○○																																	
理事	○○○○																																	
監事	○○○○																																	
事務局長	○○○○																																	
常務理事	○○○○																																	
団体構成員及び加入条件																																		
[団体構成員]																																		
(1) 団体構成員（維持会員は除く）																																		
個人	**人（委員・会員**人），団体数**																																	
(2) 主な構成員																																		
○○○○、○○○○、○○○○																																		
団体構成員の人数、主な実演家の氏名を記入してください。																																		
[加入条件]																																		
沿革	設立から現在までの組織の変遷、これまでに行った主な活動等を記入してください。																																	
財務状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>総収入 (A) (千円)</th> <th>総支出 (B) (千円)</th> <th>収支差 (A-B) (千円)</th> <th>団体に対する補助金・助成金名</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6年1月～R6年12月</td> <td>** , ***千円</td> <td>** , ***千円</td> <td>△***千円</td> <td>○○基金 ●●県補助金</td> <td>*, ***千円</td> </tr> <tr> <td>R7年1月～R7年12月</td> <td>** , ***千円</td> <td>** , ***千円</td> <td>***千円</td> <td>●●市補助金</td> <td>*, ***千円</td> </tr> <tr> <td>R8年1月～R8年12月 (見込み)</td> <td>** , ***千円</td> <td>** , ***千円</td> <td>***千円</td> <td>●●県補助金</td> <td>*, ***千円</td> </tr> </tbody> </table>						決算期	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)	R6年1月～R6年12月	** , ***千円	** , ***千円	△***千円	○○基金 ●●県補助金	*, ***千円	R7年1月～R7年12月	** , ***千円	** , ***千円	***千円	●●市補助金	*, ***千円	R8年1月～R8年12月 (見込み)	** , ***千円	** , ***千円	***千円	●●県補助金	*, ***千円				
決算期	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)																													
R6年1月～R6年12月	** , ***千円	** , ***千円	△***千円	○○基金 ●●県補助金	*, ***千円																													
R7年1月～R7年12月	** , ***千円	** , ***千円	***千円	●●市補助金	*, ***千円																													
R8年1月～R8年12月 (見込み)	** , ***千円	** , ***千円	***千円	●●県補助金	*, ***千円																													

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

【活動実績】 ※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。							
令和5年11月～令和8年11月の国内・海外における活動実績（開催済みの公演）を記入してください。							
国内公演					応募日時点の情報を記入してください。		
開催時期	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	活動に対する 助成金・補助金名	金額 (千円)
令和5年11月	主催	第17回〇△□アートプロジェクト（うち2回中止）	10	1,200	4,000		
令和6年1月	主催	〇〇パフォーミングフェスティバル	30	4,000	15,000	●●県補助金	5,000
令和6年4月	依頼	〇〇ホール企画	5	800	—		
		プルダウンから選択。					
令和7年1月	主催	第18回〇△□アートプロジェクト	10	1,500	8,000	●●市補助金 外1件	5,000
令和7年10月	主催	〇〇特別企画	4	500	3,000		
令和8年2月	主催	第19回〇△□アートプロジェクト	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	1,000
令和8年5月	主催	〇〇パフォーミングフェスティバル	30	3,000	13,000	●●市補助金 外5件	4,000
令和8年8月	依頼	〇〇ホール企画	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した主要な国内公演・展示等、海外公演・展示等について、活動名、公演回数・展示期間、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演・展示等は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・「活動に対する助成金・補助金名」「金額」には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演・展示等（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください（応募分野以外の公演は記載しないでください）。 ・「活動に対する助成金・補助金名」には、分かる範囲で記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							
海外公演							
開催時期	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	活動に対する 助成金・補助金名	金額 (千円)
令和8年6月	主催	〇〇ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000	文化庁文化芸術振興費補助金 （舞台芸術等総合支援事業 （国際芸術交流））	2,000

【個人略歴】							
芸術上の中核者【必須】							
氏名	フリガナ	マルカク シロウ	本名（旧氏使用可） を記入。	フリガナ	マルノ ダイキチ	生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎		芸名等	丸野 大吉		
団体所属有無	応募団体に所属している場合は○		○	役職名	芸術監督		
専門分野	演出						
職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴・受賞歴等	応募団体に所属している場合は○印を選択してください。 また、役職名を記入してください。			・1名は記入必須です。当該分野での実演家・芸術家等（芸術監督・プロデューサー等）であることが必要となります。 ・必要に応じて、2人目を記入することも可能です。【任意】			
	****年**月 「○○」（○△□）を演出 ****年**月 「○○○」（○○座）を演出 ****年**月～****年**月 ○○協会所属 ****年**月 「○○○」（○○ホール）を演出 ****年**月～****年**月 ○○にて在外研修 ****年**月 ○○芸術祭にて「○○」（○△□）を演出 ****年**月～ ○○大学講師 ****年**月 第*回○○賞新人賞受賞 ****年**月 第*回○○○賞受賞			職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴及び受賞歴等を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。			
芸術上の中核者【任意】							
氏名	フリガナ			フリガナ			生年月
	本名			芸名等			
団体所属有無	応募団体に所属している場合は○			役職名			
専門分野							
職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴・受賞歴等							

※ A 4判1枚に収まるように作成してください。

個人略歴は、**芸術上の中核者**を記入してください【1名は必須。最大2名まで記入可能です】。

枚数の超過は審査資料として認められません。

[illegible]

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標 ※ 別紙不可	・本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、<u>具体的かつ簡潔に記入</u>してください（応募後に変更することはできません）。 ※必ず当該活動について記入してください。作品の概要・あらすじについては（本活動の内容）に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。 ※<u>応募後に変更することはできません。</u> ※無料公演の場合は、無料にする意図についても記載してください。
②	活動の独創性・先駆性等 ※ 別紙不可	既存の芸術分野を超えた企画性・創造性の面等における特長、また、どのような点において独創性や先駆性が認められるのか、<u>具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
③	本活動の観客層拡充に関する取組 ※ 別紙不可	・本活動における<u>観客層拡充に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
④	実施時期・実施回数・実施会場（所在地）	・<u>公演等の場合には、仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数を入力</u>してください。 <u>展示等の場合には、搬入（設営）・搬出（撤去）・日数を入力</u>してください。（公演・展示日及び実施場所は【総表】（入力用）よりデータが参照されます）。 ・開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・巡回公演や巡回展、定期公演、定席公演、フェスティバル等複数日程・会場で行われる活動で、用意されている行数（15行）を超えて行われる場合は、全ての日程・会場についての詳細を個表別紙に記載してください。
⑤	本活動の内容	・<u>該当する作品内容を全てプルダウンから選択</u>してください（オンラインのみの活動の場合は「オンラインのみ」も選択してください）。なお、<u>展示等</u>の場合は、その内容を<u>その他の（ ）内に記入</u>してください。 〔創作初演、新演出、新振付、翻訳初演、再演、オンラインのみ、その他〕 ・<u>必ず活動内容を具体的に記入</u>してください。 ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません（団体概要に記入欄があります）。あくまでも今回応募している作品について、その内容が分かるように記入してください。 ・<u>創作初演作品については必ずテーマ・内容・あらすじ等を記入</u>してください。 ・複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・<u>展示等</u>については、<u>展示作品の種類・点数、主な作品名・作家名、展示内容等を記入</u>してください。 ・<u>オンラインのみ</u>については、配信の方法や対象について記入してください。 ・<u>経費を計上している出演者、作家及びスタッフについては、可能な限り記入</u>してください。 ・客演、外部スタッフの場合は氏名の後に所属団体及び所在地（都市名）を記入してください。 ・定期公演・複数回公演等で欄内に記入しきれない場合のみ、別紙（A4判）に記入してください（書式自由）。 ・ワークショップや講演会等、<u>搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に公演会場施設内で行う、関連がある主催事業があれば記入</u>してください。

⑥	共催者・共同制作者名とその役割	・ <u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入してください。</u> ・ 共催者負担金などについて使途が限定されている場合は、その内容も記入してください。 ・ 共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。
⑦	後援・助成・協賛者名等とその役割	・ <u>活動に対する後援者・協賛者等の具体的な役割（名義使用、助成金・補助金抛却、会場費減免等）を記入してください。</u> ・ 申請中の場合は「(申請中)」と記入してください。
⑧	配信の実施予定及び期待される効果（想定する観客層を含む）	・ 公演活動（全編）について配信予定がある場合は、有料（料金）/無料の別や実施期間等を必ず記入してください。 - また、想定される対象や期待される効果についても併せて記入してください。 ※オンラインのみの活動を本活動とする場合は、「本活動の内容」に記入してください。
⑨	助成金を得ることで期待できる効果	・ 助成金を得ることで活動をどう充実させることができるか等、助成金の必要性について記入してください。 ・ 継続して助成を受けている団体については、令和9年度にも助成を受けることでどのような成果や変化が期待できるかを明記してください。
⑩	特記事項	・ <u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンから選択し、内容を記入してください。</u> [直近3か年の上演記録/今後の再演予定/その他] ・ <u>応募活動の内容を把握する上で参考となる資料（映像等）があれば、ウェブサイト等のURLを記入してください。</u>

【収入予算】		単価は消費税を含む金額を入力してください。		水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。	
団体名	一般社団法人 ○△□	活動名	第20回○		
収入合計（千円）				#,###	
区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）
収 入	入場料収入				(1)
	会場情報				
	会場が複数の場合は選択→				
	会場名				
	会場の席数（定員）				250
	売止席数				50 席
	使用席数				200 席
	公演回数・展示日数				50 回
	販売枚数（b）				#,###枚
	入場者数（c）				#,###枚
	使用席数×公演回数・展示日数（a）				10,000
	有料入場率（b/a）				#,##%
	入場率（c/a）				#,##%
	入場券内訳				
	券種	単価/円（税込）	×	枚数	単価×枚数
	一般	#,###	×	#,###	#,###,###
	大学生	###	×	###	###,###
	高校生以下（無料）	0	×	#,###	0
					0
	招待券枚数			×	##枚
	小計				#,###,###
	割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
	合計				#,###,###
	配信収入				
	有料オンライン配信チケット	#,###円	×	###人	###,###
	その他の収入				
	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入				
	ワークショップ				###,###
	共催者負担金				
	〇〇協会負担金				#,###
	補助金・助成金				
	〇〇補助金（申請中）				#,###,###
	〇〇財団助成金（申請予定）				#,###
	寄付金				
	寄付金 〇〇社				###,###
	クラウドファンディング（実施予定）				#,###,###
	プログラム等売上収入				
	図録売上	#,###円×##部			###,###
	プログラム売上	###円×#,###部			###,###
	協賛金				
	協賛金 〇〇社				###,###
	広告料・その他の収入				
	プログラム広告料	#,###円×##社			###,###

複数会場で開催を実施する場合は「別紙入場料詳細」へ会場ごとにご記入ください。また、その場合は「○」を選択してください。（別紙入場料詳細の合計が小計に自動で転記されます。）

展示等の場合、「会場の席数（定員）」欄には、1日当たりの平均想定入場者数を入力してください。

共催者負担金は、金銭収入が実際に発生する場合にのみ計上してください。

本助成金（芸術文化振興基金）を記入しないでください。

番号	項 目	記 入 要 領
①	内訳 内訳詳細 金額（円）	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・<u>細目ごとに適正な金額で積算</u>してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。入場料無料の場合でも、想定している入場者数等を必ず記入してください。 ・「会場の席数（定員）」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です（使用席数＝会場の席数－売止席数）。 ・「会場の席数（定員）」には、会場の最大収容人数を記入してください。 ・売止席数には、使用しない（観客等が着席しない）席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数（公演会場における全ステージ分）を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 （例：差額が1万円の場合「-10,000」とすること） ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。 ※オンラインのみの活動の場合は、視聴回数及び収入見込みを記入してください。
④	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ※<u>助成対象となるのは活動の搬入（仕込み）から搬出（ばらし）の期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみです。</u>
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金	・<u>共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上</u>してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は[寄付金]欄の内訳に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の状況を記入し、見込額・予定額を計上してください。 ※補助金・助成金等の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」。寄付金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」。クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」と状況も記載してください。 ・<u>本助成金（芸術文化振興基金）は記入しないでください。</u>
⑥	プログラム・図録等売上収入	・助成対象活動<u>以外</u>のプログラム・DVDや団体グッズ等の売上は<u>計上不要</u>です。
⑦	協賛金	・協賛金は、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※「交渉予定」「交渉中」「決定済」と状況も記載してください。
⑧	広告料・その他の収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑨	小計（千円）	・千円単位（千円未満は切捨て）とします。

(別紙 入場料詳細)

複数会場で行われる公演を実施する場合等に記入してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

入場料合計 (円)	#,###,###
公演回数・展示日数合計	28
販売枚数合計 (b)	##,###
入場者数合計 (c)	##,###

公演・展示等期間	2027/07/01～2027/07/05
会場名	〇〇アールスペース
会場の席数(定員)	250 席
使用席数	250席
使用席数×公演回数・展示日数 (a)	2,500
販売枚数 (b)	##,###
入場者数 (c)	##,###

券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
大学生	###	×	###	###,###
高校生以下 (無料)	0	×	#,###	0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数	×		### 枚	
小計				#,###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				-10,000
合計				#,###,###

公演・展示等期間	2027/10/15～2027/10/20
会場名	〇〇シアター
会場の席数(定員)	100 席
使用席数	70 席
使用席数×公演回数 (a)	770
販売枚数 (b)	###枚
入場者数 (c)	###枚

券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
子ども	###	×	###	###,###
シニア	#,###	×	###	###,###
2セット券 (5,000円)	2,500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
招待券枚数	×			
小計				###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				###,###

公演・展示等期間	2027/09/01～2027/09/06
会場名	〇〇ホール
会場の席数(定員)	150 席
使用席数	100 席
使用席数×公演回数・展示日数 (a)	700
販売枚数 (b)	###枚
入場者数 (c)	###枚

券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	###	###,###
高校生以下	#,###	×	##	##,###
招待券枚数	×		## 枚	
小計				###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				###,###

会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。
(展示の場合は1日当たりの数)
売止席数には、使用しない(観客等が着席しない)席の数を記入してください。

公演・展示等期間	
会場名	
会場の席数(定員)	
使用席数	
使用席数×公演回数 (a)	
販売枚数 (b)	
入場者数 (c)	

券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
子ども	###	×	###	###,###
シニア	#,###	×	###	###,###
2セット券 (5,000円)	2,500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
招待券枚数	×			
小計				0
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				0

総入場率は、100%を超えないようにしてください。

2セット券5,000円を20枚予定の場合は、
以下のように記載してください。
券種 2セット券 (5,000円)
単価 2,500
枚数 40

対象経費の入力後は、助成金算定基礎経費を選択し、【総表】に戻って助成金要望額を必ず選択してください。

【支出予算】

団体名	一般社団法人 ○△□		活動名	第20回○△□アートプロジェクト	
消費税等仕入控除税額の取扱			① 1 課税事業者		
助成対象経費総額			(千円)		
助成対象経費 小計 (A)			金額		
課税対象外経費			水色のセルは自動的に反映されるため、 入力しないでください。		
課税対象経費			プルダウンから選択してください。		
消費税等仕入控除税額計 (B)					
助成対象経費 合計 (A)-(B)					
② 助成金算定基礎経費			消費税込仕入控除税額の取扱で「1 課税事業者」を選択した団体は、各細目のうち、不課税取引・非課税取引（消費税が課税されない取引）の場合には、プルダウンにより「課税対象外」を選択してください。		
① 文芸費					
② 会場費					
③ 舞台費					
④ 運搬費					
⑤ 謝金					
⑥ 旅費					
⑦ 宣伝・印刷費					
⑧ 記録・配信費					

項目	細目	内容詳細	支払い先	③ 単価等(税込・円)	数量(1)	数量(2)	金額(税込・円)	小計(千円)	課税区分
作品料	作品借料	〇〇〇〇 外〇名	###.###	# 人			###.###	#.###	課税対象外
	作品保険料	〇〇保険(株)	###.###				###.###		—
	作品制作謝金	〇〇〇〇 外〇名	###.###	# 人			###.###		—
出演費	出演料	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇	###.###	# 人	# 回		###.###	#.###	—
	出演料	〇〇〇〇ほか(＃名)	###.###	# 人	# 回		###.###		—
音楽費							0		—
① 文芸費	企画制作料	総合ディレクター	〇〇〇〇	###.###			###.###	#.###	—
	企画制作料	アートディレクター	〇〇〇〇 外2名	###.###	# 人		###.###		—
	演出料		〇〇〇〇	###.###			###.###		—
	脚本料	脚本使用料	〇〇〇〇	###.###			###.###		—
	振付料	(単価:1ポンド=150円)	〇〇〇〇	###.###			###.###		—
	舞台監督料		〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇	###.###			###.###		—
	舞台美術デザイン料	〇〇舞台美術(株)	###.###				###.###		—
	照明プラン料	〇〇照明(株)	###.###				###.###		—
	音響プラン料	〇〇サウンド(株)	###.###				###.###		—
	映像プラン料		〇〇〇〇	###.###			###.###		—
企画制作料	舞台制作	〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇	###.###	# 人		###.###		—	
② 会場費	会場使用料	〇〇アートスペース	###.###	## 日			###.###	#.###	—
	会場使用料	〇△ホール	###.###	# 日			###.###		—
	会場使用料	□〇シアター	###.###	## 日			###.###		—
③ 舞台費	会場設営・撤去費	〇〇美術工芸(株)	###.###				###.###	#.###	—
	大道具費	装置製作	〇〇舞台美術(株)	###.###			###.###		—
	舞台スタッフ費	仕込み人件費	〇〇ステージ(株)	###.###	# 人	# 日	###.###		—
	照明費	機材費	〇〇照明(株)	###.###			###.###		—
	音響費	機材費							—
	映像スタッフ費								—
運搬費	道具運搬費							#.###	—
	作品運搬費								—
謝金	原稿執筆謝金	〇〇〇〇 外2名	###.###	# 人			###.###	#.###	—
	会場整理員謝金	〇〇警備(株)	###.###				###.###		—
	託児謝金	〇〇〇〇(株)	###.###				###.###		—
	講演謝金	〇〇〇〇 外3名	###.###	# 人			###.###		—
旅費	交通費	〇月〇日、〇日新幹線 (〇〇～〇〇往復)	###.###	# 人			###.###	###.###	—
	宿泊費	〇月〇日～〇月〇日	〇〇ホテル(〇〇県〇〇市)	###.###	# 人	# 泊	###.###		—
	宿泊費	##名、5泊分(〇月〇日～ 〇日) 〇〇県〇〇市		###.###	1 式		###.###		—
	宿泊手当			###.###	# 人	# 泊	###.###		—
宣伝・印刷費	広告宣伝費	公演宣伝ウェブページ作成	〇〇社(株)	###.###			###.###	#.###	—
	入場券等販売手数料	チケット〇〇	###.###				###.###		—
	案内状送付料	DM送付	###.###	### 枚			###.###		—
	図録印刷費	##,###部、デザイン料込	〇〇印刷(株)	###.###			###.###		—
	プログラム印刷費	##,###部、デザイン料込	〇〇印刷(株)	###.###			###.###		—
	入場券印刷費		〇〇印刷(株)	###.###			###.###		—
	チラシ印刷費	###,###枚	〇〇印刷(株)	###.###			###.###		—
	ポスター印刷費		〇〇印刷(株)	###.###	### 枚		###.###		—
記録・配信費							0	—	

番号	項 目	記 入 要 領
①	消費税等仕入控除税額の取扱	<新設> ・当てはまる区分をプルダウンから選択してください【必須】。 ・どの区分に該当するかについては、各団体の責任においてご判断ください（必要に応じて税理士等へご確認ください）。なお、個別の税務上の取扱いについて、振興会ではお答えできません。
②	助成金算定基礎経費	・助成対象経費のうちから3つの費目を選択して、その費目をプルダウンから選択してください。 ※応募時に選択した3費目（助成金算定基礎経費）を変更することはできません。 ・各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
③	単価等（円） 数量（1）（2） 消費税等 金額（円）	・単価は円単位で記入してください。 ・消費税込で計上してください（単価×数量で計上するものは、税込単価にしてください）。 ・外国通貨の場合は、円に換算した金額を記入し、「内容詳細」に為替レートを記入してください。 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、内容詳細欄に数量を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
④	助成対象経費	・項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンから選択し、「内容詳細」及び「支払い先」を記入してください（細目及び内訳名は、P. 80の「助成対象経費」に記載のものと一致しています）。 ・「内容詳細」及び「支払い先」には、選択した細目の詳細、発注先（団体名・個人名）、内容、数量を一式で計上している場合の個数等（例：衣装製作費 10 名分）を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上してください。

-94-

[illegible]

要望書様式の最後にある「応募要件等確認書」シートも、忘れずに記入してください。



令和9年度助成金交付要望書 応募要件等確認書					
		団体名	一般社団法人 ○△□		
		代表者職名・氏名	代表理事 丸角 四郎		
		支援区分	現代舞台芸術創造普及活動・音楽		
当団体の代表者として、本確認書及び提出書類の内容に 虚偽がないことを誓約します。					
※該当する場合は「チェック」欄のプルダウンメニューから「○」を選択してください。					
No.	要件				チェック
No.1～8は全ての支援区分において回答が必須です。					
1	令和9年(2027)4月1日から令和10年(2028)3月31日の期間内に、日本国内で実施される活動である。				○
2	自ら主催して行う活動				○
3	募集案内の参照ページと照らし合わせながら回答してください。 プルダウンから選択。 (音舞演) 現代舞 (伝大) 伝統芸能・大衆芸能の保存・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の文化芸術団体等である。				○
4	監査担当者は団体代表者、経理担当者と別の者とし、適切なチェック体制を整えている。				○
5	以下のいずれかの団体要件を充たしている。(充たす場合は併せて当てはまる番号に「○」を入力すること)				○
	①	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人			
	②	特定非営利活動法人(NPO法人)			
	③	①②以外の法人格を有し、原則として一定数以上の実演家・芸術家等を擁する団体又は劇場施設を有する団体			
	実演家や芸術家等の氏名・肩書(複数名を記入) 又は劇場施設名				
	④	法人格を有しない団体(任意団体)で、以下の要件をすべて充たしている。			○
	ア 主たる構成員が実演家・芸術家等であること				○
	実演家・芸術家等の氏名・肩書(複数名を記入) ○○○○(芸術監督)、○○○○(歌手)、…				
	イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること				○
	ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること				○
エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること				○	
オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること				○	
カ 応募時点で、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること				○	
6	以下の開催実績(チラシ等に「主催公演」と明記されているものに限り)を充たしている。(併せて以下の欄に記入すること)				○
	(音舞演) 令和5年11月1日～令和8年11月12日の3年間に、応募分野における国内で自ら主催する有料公演を1回以上実施したことがある				
	(伝大) 過去に応募分野において、国内で自ら主催する有料公演を1回以上実施したことがある				
	実績 記入欄	開催日	R6.10.1～10	主催公演名	○○○○○○○○
7	同一の活動を、当振興会が行う他の助成事業に応募していない。 舞台芸術等総合支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、舞台芸術・美術等の創造普及活動(他の分野) 等				○
8	同一の分野で複数の活動を応募していない。				○
【提出書類の確認】 提出書類について、右の「チェック」欄から、適切に提出準備が完了したものは「○」を、それぞれプルダウンで選択してください。 *未記入部分がないか、助成対象経費および助成金算定基礎経費による要望額の選択が条件に合致しているか等、必ずご確認ください。					
No.	書類				チェック
1	要望書				
	総表				○
	団体概要				○
	活動実績				○
	個人略歴				○
	個表				○
	収入予算				○
	別紙 入場料詳細(必要な場合)				○
	支出予算				○
	自己申告書				○
参考資料(任意)				不要	
2	その他資料				
	規約等(必須) 【法人格を有する団体：定款 法人格を有しない団体(任意団体)：定款に類する団体規約】 *PDFのみ				○
	公演実績資料(必須) *PDFのみ				○

関連資料

- ◇資料 1 芸術文化振興基金助成金交付の基本方針・・・・・・・・・・ P. 98
- ◇資料 2 芸術文化振興基金助成金交付要綱・・・・・・・・・・ P. 99
- ◇資料 3 芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則・・・・・・・・・・ P. 103
- ◇資料 4 独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）・・・・・・・・・・ P. 105
- ◇資料 5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・・・・・・・・ P. 106
- ◇資料 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄） P. 111

芸術文化振興基金助成金交付の基本方針

平成 16 年 2 月 24 日
 芸術文化振興基金運営委員会決定
 令和 3 年 4 月 1 日改訂
 令和 7 年 9 月 22 日改訂

芸術文化振興基金（以下「基金」という。）による助成は、以下のような基本方針により行うものとする。

（助成目的）

1. 基金による助成は、文化芸術の裾野拡大と地域文化振興等を本旨とし、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他文化に関する団体による文化の振興及び普及を図るために地域で行う多様な文化芸術活動を対象として実施する。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。

対象となる者は、芸術家を主たる構成員とする団体及び芸術・文化に係る活動を行う団体等とし、一定の要件を充たすものについて広く対象とする。

（助成対象活動）

2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、1 に掲げる活動に要する経費に対し、助成金を交付する。助成金の交付を通じ、活動の活性化や活動主体の経営基盤の強化など適切な助成効果をもたらすことを目指す。ただし、活動自体の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 基金による助成は、特に次のような観点に着目して、適切な活動に助成することとし、活動主体は、それぞれの活動を行うのに適した団体等とする。助成するにあたっては、活動主体の経営基盤、活動内容の採算性にも配慮する。
 - （1）優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家及び芸術に関する団体の優れた芸術の創造・普及活動
 - （2）芸術文化の新たな局面を開く先駆的な創造活動
 - （3）地域における芸術の創造・普及及びこれらを通じた地域の振興に寄与する活動
 - （4）こども達を含む多くの人々が主体的に鑑賞、参加できる芸術の創造・普及活動
 - （5）次世代への継承に大きく寄与する文化財の保存・活用に係る活動

（国・地方公共団体・民間等との連携）

4. 基金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の取組み等を尊重し、連携を図りつつ効果的に実施する。その際、基金の助成は、同一の活動に対して文化庁の助成と重複して行わないこととする。

（その他）

5. 基金による助成に当たっては、活動の実態に応じて、基金の特色を活かした弾力的、かつ、効果的な運用に努める。具体的には、文化芸術活動の審査・評価及び意見交換等を通じて、その自律的・持続的な発展のための伴走支援に資するものとする。
6. 採択手続きの透明化を図るため、採択された活動、助成金の額及び審査にあたった専門委員氏名については公表するものとする。

附 則（令和 7 年 9 月 22 日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

（適用期日）

この方針は、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

芸術文化振興基金助成金交付要綱

平成 15 年 10 月 1 日
 改正 平成 20 年 4 月 1 日
 改正 平成 24 年 9 月 14 日
 改正 平成 28 年 3 月 23 日
 改正 令和 元年 9 月 27 日
 改正 令和 3 年 7 月 11 日
 改正 令和 5 年 12 月 22 日
 改正 令和 7 年 4 月 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書第 5 条の規定に基づき、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を適正に実施するため、芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第 2 条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

(1) 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

イ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動

ロ 美術の展示、映像芸術の普及その他の活動

ハ 異なる芸術の分野の芸術家又は芸術に関する団体が共同して行う活動、特定の芸術の分野に分類することが困難な活動
 その他の上記イ及びロ以外の活動

(2) 地域の文化の振興を目的として行う活動

イ 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動

ロ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動

(3) 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

イ アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動

ロ 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

2 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第 1 号）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第 3 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲は別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第 6 条の 2 第 3 項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降 5 年間
第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第 17 条第 4 項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降 5 年間
第 17 条第 1 項第 3 号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第 17 条第 1 項第 4 号の規定により助成金の交付決定を取消された者	第 17 条第 4 項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降 2 年間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第 3 条の 2 の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成 22 年 9 月 16 日付け文化庁長官決定）に応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間
文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱（令和 6 年 3 月 29 日）第 4 条の表の左欄に掲げるもの	同表の右欄に定める期間

(助成対象活動の内定及び通知)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付要望書を受領したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

(交付要望の取下げ)

第5条 前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

(事情変更による内定の取消し等)

第6条 理事長は、助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

(不正等による助成金の交付内定の取消し)

第6条の2 理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合

(2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(3) 内定者が、他の活動について助成金又は文化芸術振興費補助金による助成金（第17条第1項第5号において「補助金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。

(4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定による処分をした場合については、第7条第3項の規定を準用する。

(交付申請書の提出)

第7条 内定者は、第4条の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに附された条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第4号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に定める期日までに、助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には、第4条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。

3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付内定取消し通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

(交付の決定及び通知)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

(交付の条件)

第9条 理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附すことができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第7号）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を

取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

（計画の変更の承認）

第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第8号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第9号）により、助成対象者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

（助成対象活動の中止又は廃止の承認）

第13条 助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第11号）により、助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）

第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

（助成対象活動実績報告書の提出）

第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に定める期日までに、助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には、第8条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知）

第16条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第15号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正）

第16条の2 助成対象者は、前条において助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第21条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

（助成金の交付決定の取消し）

第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定（第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。）全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
 - (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
 - (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
 - (4) 助成対象者が、第21条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
 - (5) 助成対象者が、他の活動について助成金又は補助金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき
 - (6) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- 2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第8条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 前3項の規定による処分をした場合については、第15条第3項の規定を準用する。

（助成金の返還）

第18条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 助成対象者は、第17条第1項及び第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

- 第20条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

- 第21条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

- 第1条 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

(経過規定)

- 第2条 この要綱の適用の際、廃止前の芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成2年日本芸術文化振興会規程第292号）の規定に基づく様式により使用されている書類については、当分の間、この要綱の相当規定に基づく様式によるものとみなす。

附 則

(適用期日)

- 第1条 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成24年9月14日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から適用する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、助成金交付内定取消し通知書若しくは助成金交付決定取消し通知書若しくは文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱におけるこれらに相当する通知書により通知した日又は文化庁が応募制限を行った日が平成23年4月1日より前である者については、適用しない。

附 則（平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則（令和3年7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和3年7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則（令和5年12月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則（令和7年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則

平成 15 年 10 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 23 日

改正 令和 3 年 7 月 11 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(通則)

第 1 条 芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び芸術文化振興基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者の範囲)

第 1 条の 2 交付要綱第 3 条の 2 に規定する「これと実質的に同一と認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 交付要綱第 3 条の 2 の規定により要望書を提出することができないこととなった期間において、要望書を提出することができない者である法人等の業務執行役員（一般社団法人及び一般財団法人以外の団体にあっては、これに該当する役員をいう。以下同じ。）であった者が新たに業務執行役員として就任した法人等。この場合において、業務執行役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。
- (2) 要望書を提出することができない法人等の役員であった者が役員として 3 分の 2 以上を占める法人等。この場合において、役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。

(助成金交付申請書の提出期限)

第 2 条 交付要綱第 7 条第 1 項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第 4 条に規定する助成金交付内定通知を行った日から 3 か月以内とする。

(交付決定の条件)

第 3 条 交付要綱第 9 条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
 - (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
 - (3) 助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成対象活動に係る収入及び支出（予算及び決算）を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保存すること。
 - (5) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (6) 前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会に納付すること。
 - (7) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (8) 助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
- 2 理事長は、交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。
- 3 理事長は、第 1 項の交付の条件に加え、当該事業年度の 4 月 1 日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

(計画の軽微な変更)

第 4 条 交付要綱第 12 条第 1 項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付要綱第 7 条第 1 項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の 20% を超えない額の変更（20% を超える金額の変更であっても、その金額が 10 万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合
- (2) 助成対象活動の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合
- (3) 天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に定める感染症の影響による計画の変更に伴い、助成金交付申請時における助成対象経費総額を変更する場合

(実績報告書の提出期限)

第 5 条 交付要綱第 15 条第 1 項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日（助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から 1 か月以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

附 則

この取扱細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成２８年３月２３日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年７月１１日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この細則は、令和３年７月１１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）（平成14年12月13日法律第163号）

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

（振興会の目的）

第3条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第14条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

（芸術文化振興基金）

第16条 振興会は、第14条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第2条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第11項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第5条第2項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第14条第1項第1号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：令和7年6月1日（令和四年法律第68号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

- 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならない、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取上げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に關し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三條 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四條 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四條の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五條 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六條 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六條の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七條 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九條 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十條 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正：令和7年4月1日政令第158号

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

- 2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
 - 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
 - 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。
- 5 別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

芸術文化振興基金への御案内

芸術文化振興基金は、国の出資金と企業等からの寄附金を原資として創設され、我が国の文化芸術活動に助成し芸術文化の振興普及に寄与しています。

この基金の創設にあたり、その趣旨に御賛同の上、多額の御寄附をいただいた企業等は次のとおりです。御支援に深く感謝申し上げます。

支援企業グループ

建設 青木あすなろ建設(株) (株)安藤・間 (株)大林組 鹿島建設(株) (株)熊谷組 佐藤工業(株) 清水建設(株) 積水ハウス(株) 大成建設(株) (株)竹中工務店 戸田建設(株) 飛島建設(株) 西松建設(株) (株)長谷工コーポレーション (株)フジタ 前田建設工業(株)	積水化学工業(株) 第一三共(株) 三菱ケミカル(株) (株)レゾナック・ホールディングス 石油・鉄鋼 出光興産(株) 日本製鉄(株) 機械・精密機械 日本精工(株) HOYA(株) (株)リコー 電気機器 沖電気工業(株) キヤノン(株) コニカミノルタ(株) (株)JVCケンウッド シャープ(株) ソニー(株) TDK(株) (株)東芝 日本コロムビア(株) 日本アイ・ビー・エム(株) 日本電気(株) パイオニア(株) パナソニック(株) (株)日立製作所 富士通(株) 三菱電機(株) (株)村田製作所 輸送用機器 トヨタ自動車(株) 日産自動車(株) 本田技研工業(株) 三菱重工業(株)	楽器 (株)河合楽器製作所 ヤマハ(株) 印刷 大日本印刷(株) TOPPANホールディングス(株) 百貨店 (株)高島屋 (株)三越伊勢丹ホールディングス 銀行 (株)SBI新生銀行 (株)みずほ銀行 みずほ信託銀行(株) (株)三井住友銀行 三井住友信託銀行(株) (株)三菱UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行(株) (株)横浜銀行 (株)りそな銀行 証券 SMBC日興証券(株) (株)大和証券グループ本社 野村證券(株) みずほ証券(株) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 山一証券(株) 保険 アクサ生命保険(株) 朝日生命保険相互会社 ジブラルタ生命保険(株) 住友生命保険相互会社 損害保険ジャパン(株) 第一生命保険(株) 大樹生命保険(株) 大同生命保険(株)	太陽生命保険(株) T&Dフィナンシャル生命保険(株) 東京海上日動火災保険(株) 日本生命保険相互会社 富国生命保険相互会社 三井住友海上火災保険(株) 明治安田生命保険相互会社 不動産 住友不動産(株) 東急不動産(株) 三井不動産(株) 三菱地所(株) 輸送 カトーレック(株) 全日本空輸(株) 東急(株) 日本航空(株) 観光 (株)JTB 藤田観光(株) 出版 (株)講談社 (株)小学館 広告 (株)電通 (株)博報堂 通信・その他 (公財)清栄会 (公財)全国税理士共栄会文化財団 日本たばこ産業(株) NTT東日本(株)
食品 アサヒグループホールディングス(株) 味の素(株) キッコーマン(株) 麒麟ホールディングス(株) サッポロホールディングス(株) サントリーホールディングス(株) 雪印メグミルク(株) 繊維 東洋紡(株) 東レ(株) (株)ワコールホールディングス パルプ・紙 王子ホールディングス(株) 日本製紙(株) 化学・医薬 花王(株) (株)資生堂			
(令和8年7月現在 順不同)			